

基準・要領等

1. 給水装置工事の設計審査・工事検査基準
2. 3階直結直圧給水取扱基準
3. 受水槽式給水設備（3階まで）の給水装置（直結給水）への切替工事の取扱について
4. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（直結直圧式）の設計等基準について
5. 簡易専用水道取扱要領
6. 小規模貯水槽水道の管理の充実について
7. 受水槽以下設備の指導基準
8. ポリエチレン管施工について

給水装置工事の設計審査・工事検査基準

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)
R7.4.1

給水装置工事の設計審査・工事検査基準

(総説)

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置き、その監督のもと給水装置の構造及び材質が法令に定める基準に適合しているかどうかの検査を実施しなければならない。(水道法第 16 条・第 17 条・第 19 条)

また、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が施行し、その工事の施行にあたっては、あらかじめ出雲市水道事業管理者の設計審査を受け、工事竣工後には工事検査を受けなければならない。(水道法第 16 条の 2、出雲市水道事業給水条例第 6 条)

(目的)

この基準は、水道事業に関する法令に基づき、給水装置工事の設計審査・工事検査について必要な事項を定め、常時良好な給水状況を確保することを目的とする。

【参考法令】

水道法第 16 条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法第 16 条の 2（給水装置工事）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者の施行した給水装置工事に係わるものであることを供給条件とすることができる。

※以下、省略

水道法第 17 条（給水装置の検査）

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

※以下、省略

水道法第 19 条（水道技術管理者）

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

※一、二省略

三 給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

※以下、省略

水道法施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）

水道法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること、
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

出雲市水道事業給水条例第6条（工事の施行）

給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

1. 設計審査について

[工事受注から設計審査までの流れ]

(1) 工事の受注

施主からの給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）の依頼を受け、施工契約を締結する。

(2) 調 査 ⇒ ※原則として当該工事の担当主任技術者が行う。

現地調査、水道事業者・関係官公署等との調整を行う。

※ 給水既設図面の閲覧は、別紙（１）の申請書を提出すること。

(3) 協議・計画 ⇒ ※原則として当該工事の担当主任技術者が行う。

① 給水装置の計画、工事材料の選定、給水装置系統図を作成する。

② 給水装置の構造・材質基準に適合していることを確認する。

③ 工事方法の決定、機械器具の手配等をする。

(4) 申請提出

指定工事業者は直接水道局へ申請書一式を提出する。

※ 主任技術者は、別紙（２）にて書類提出漏れ、別紙（３）にて記載漏れのないことを確認すること。

(5) 受 付（水道局）

提出された申請書について点検し受付を行う。

(6) 審 査（水道局）

① 給水装置の基本計画（基本調査、給水方式の決定、計画使用水量の決定及び計画図面等）の内容について審査を行う。

② 審査では必要に応じて次の業務を行う。

（a）施工指示（条件）

（b）詳細図面や流量計算表（追加書類）の提出の指示

（c）検査の種類及び検査方法の判定

※ 審査内容は別紙（４）（５）参照

(7) 納入通知書（加入金・設計審査手数料）の作成（水道局）

(8) 承 認

① 施工業者は、水道局及び金融機関へ設計審査手数料を納入する。

② ①の納入の確認後、施工承認書（設計審査申請書・許可条件）を交付する。（水道局）

※加入金は承認後、納入する。

(9) 工事着工

2. 工事検査について

(1) 工事検査の種類

出雲市水道事業給水条例第6条第2項に定める、管理者の工事検査は、給水装置工事が竣工した時に行う給水装置工事竣工検査と給水装置工事の期間中に行う給水装置工事中間検査とする。

① 竣工検査

竣工検査とは、給水装置工事が竣工した時に行う検査を言う。

② 中間検査

中間検査とは、出雲市水道事業給水条例第7条第2項に定めるところの配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの、工事の竣工までに行う検査を言う。

(2) 工事検査の流れ（詳細は工事検査フロー図参照）

- ① 工事着工
- ② 中間検査ありの場合は中間検査書類提出
- ③ 工事完成
- ④ 主任技術者の自己検査
- ⑤ 竣工検査書類の提出（現地検査の受検）
- ⑥ 水道メーター設置許可・既設管連結許可証（別紙（7））の受領
- ⑦ 水道メーターの設置及び既設管連結を行う
- ⑧ 水質確認・機能試験を行い、結果を報告
- ⑨ 工事検査合格（合格通知書の受領）

(3) 工事検査方法

① 竣工検査

竣工検査における検査方法は、竣工書類のみによる書類検査と竣工書類に基づく現地検査の二通りとする。

なお現地検査は、以下の項目について行う。

- (a) 施工場所に井戸水または山水配管がある場合のクロスコネクションの検査
- (b) 受水槽新設、改造の場合の吐水口空間の検査
- (c) その他管理者が必要と認めた場合

② 中間検査

中間検査における検査方法は、原則書類審査のみとする。なお、現地検査は、断水工事・大口径の分岐工事等、管理者が必要と認めた場合に行う。

(4) 工事検査内容

① 竣工検査

- (a) 書類検査 別紙（6）－1 参照
- (b) 現地検査 別紙（6）－2 参照

② 中間検査

別紙（6）－3 参照

(5) 工事検査提出書類について 別紙(8) 参照

① 竣工検査

- (a) 工事検査申請書
- (b) 竣工検査チェックリスト(別紙(6)-1、(6)-2)
- (c) 耐圧試験結果
 - 「一次側」チャート紙
 - 「二次側」写真※試験水圧及び時間は「水圧試験一覧表」のとおり
- (d) 施工状況等の写真
 - ・一次側の配管状況
 - ・道路部分の埋戻し、復旧状況
 - ・水道局の立会状況
- (e) 現地検査写真
- (f) 竣工図
- (g) その他水道局が提出を求めた書類

② 中間検査

- (a) 竣工検査チェックリスト(別紙(6)-3)
- (b) 耐圧試験結果
 - 「一次側」チャート紙
 - 「二次側」写真※試験水圧及び時間は「水圧試験一覧表」のとおり
- (c) 施工状況等の写真
 - ・一次側の配管状況
 - ・道路部分の埋戻し、復旧状況
 - ・水道局の立会状況

「水圧試験一覧表」

		ポリエチレン管	塩ビ管・鋼管
一次側	道路縦断部 (集合住宅等の敷地内共有給水管含む)	0.75Mpaで5分間経過後0.5Mpaを1時間	—
	上記以外 (道路横断部・民地内配管等)	1.75Mpaを1分間以上	1.0Mpaを15分間
	不断水丁字管	0.75Mpaを15分間	
二次側		1.75Mpaを1分間以上	

※水圧試験の実施方法及び合否判定基準は「ポリエチレン管施工について」を参照すること。

(6) その他

- (a) 工事写真は、給水装置工事工事検査終了後、指定業者が保管すること
- (b) 工事検査の竣工検査(現場検査)・中間検査は、主任技術者が立ち会うこと

(7) 参 考

①耐圧試験の手順(二次側)

- (a) メーターユニオンまたはソケット等にテストポンプを連結する。
- (b) 給水栓等を閉めて、給水装置及びテストポンプの水槽内に充水する。
- (c) 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- (d) 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- (e) 加圧を行い、水圧が 1.75Mpa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以

上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。

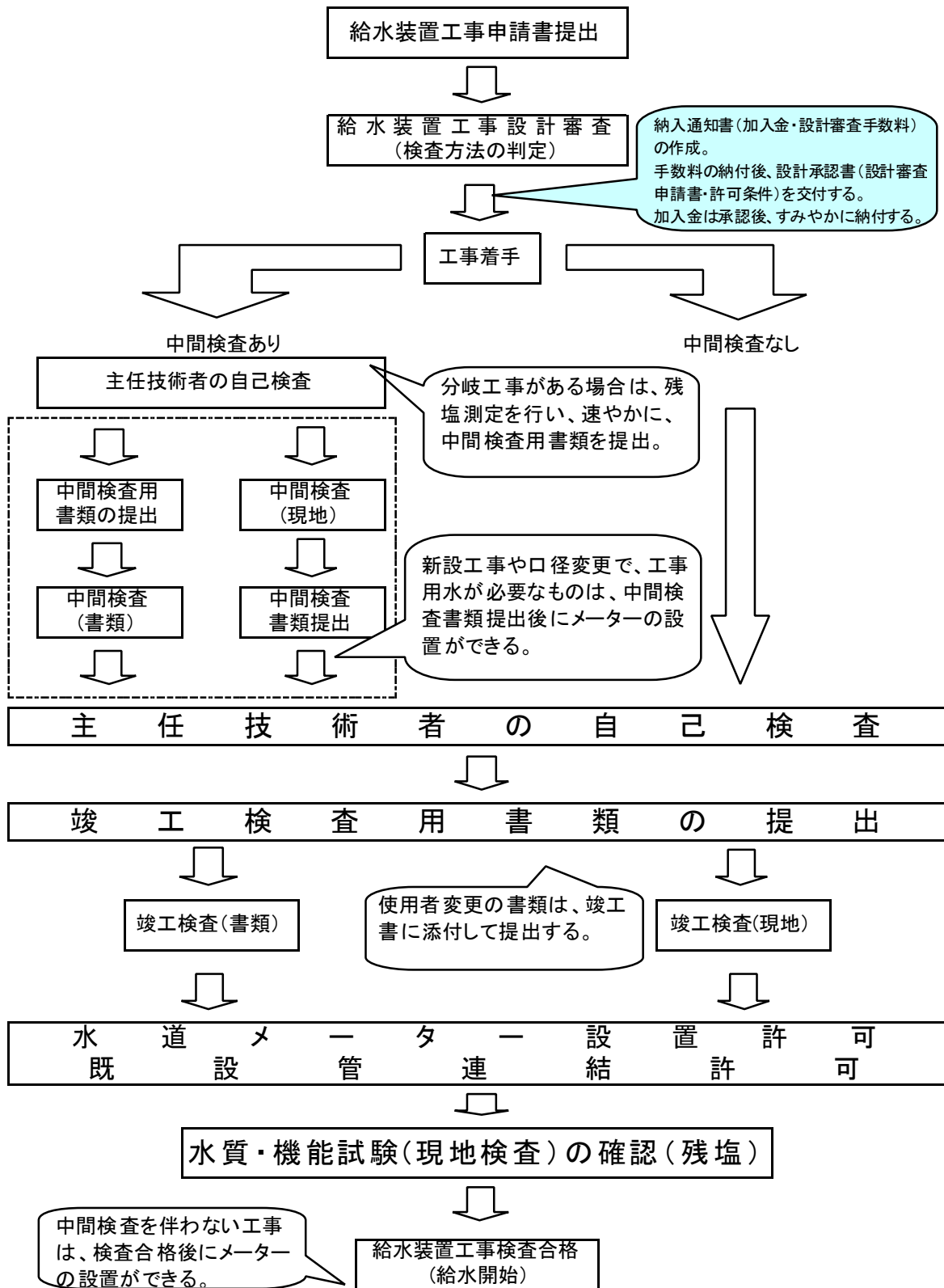
(f) 試験終了後は、直ちに給水栓等を開いて、圧力を下げてからテストポンプを取り外す。

なお、一次側の水圧試験の実施方法は「ポリエチレン管施工について」を参照すること。

②水質の確認項目

項 日	判 定 基 準	項 日	判 定 基 準
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	色	観察により異常でないこと
臭 気	異常でないこと	濁 り	同上
味	異常でないこと		

工事検査フロー図



※ 分岐工事を行う場合は、分岐後残留塩素を確認し、中間検査チェックリストにより報告すること。
上記については、当日 (当日困難な場合、または休日の場合はその翌日) 報告するものとする。

※ 中間検査でメーターを出す場合 (許可書交付前にメーターを出す場合)

【現地検査の場合】中間検査のチェックリスト、水圧測定 (1、2次側)

【書類検査の場合】中間検査のチェックリスト、水圧測定 (1、2次側)、工事写真

※ この図に該当しない工事の場合は、別途指示をする。

※ 水質検査・機能試験の報告は連結当日 (当日が困難な場合、または休日の場合はその翌日) 報告すること。

受付	交付

年 月 日

給水装置既設図面等閲覧・写し交付申請書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

申請者 住 所
 (来局者) 会社名
 氏 名

下記給水装置既設図面等の閲覧・写しの交付を申請します。

水栓番号	所有者／使用者		給 水 装 置 設 置 場 所			
			町 番地			
管 路 図	地区名（ 地区）					
使用目的	①給水装置工事のため ②その他（ ）					
写しの交付 (内訳)		枚数		金額	合 計	円 (うち消費税額 円)
		A3 まで	A2 以上			
	単色（黒）	10 円×	円×	円		
	カラー	50 円×	円×	円		

()は内税で、消費税率は10%

- ※ A2 以上は、A3 の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して用紙の枚数を計算する。
 ※ 取得した個人情報、漏えい、滅失、き損などがないよう適正に管理し、上記目的以外には使用しません。
 ※ 管理の必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄します。

同 意 書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

住 所
 氏 名
 電 話

印

私が所有（使用）する給水装置に関する情報について、下記の者に提供することに同意します。

記

住 所
 会社名
 氏 名

給水装置申請書類確認表

施工業者：_____

主任技術者：_____

申請書類	主任技術者チェック欄		施工業者記入欄	備考
	申請書類提出 確認（○を記入）	各項目記入漏れ及び 他書類との整合点検		
給水装置申請書	有			
事前調査表	有			
設計審査申請書	有			
使用材料表	有			
設計図面	有			
水道使用申請書 （届）	有・無			・メーター新設の場合 ・口径変更の場合 ・『廃止』場合
所有権異動届	有・無			所有者を変更する必要がある場合
利害関係人 同意書	有・無			他人の土地や給水装置を使用する場合
給水装置代理人 選定（変更）届	有・無			新設する給水装置の所有者が出雲市外に居住している場合
誓約書 （水圧・水量不足）	有・無			当該給水装置工事の所要水頭が配水管の水圧以上である場合
請書 （受水槽）	有・無			受水槽設置のとき
誓約書 （受水槽）	有・無			受水槽設置のとき
道路占用許可 申請書 （図面等一式）	有・無			公道・河川等に給水装置を埋設・設置する場合（道路管理者、提出用）

給水装置申請書類 記載事項

申請書類	記 入 事 項	詳 細	備 考
給水装置申請書	設置場所	町名・番地	
	給水装置使用者氏名	ふりがな	
	工事種別		
	水栓番号		
	施工業者		
	日付		
	給水装置所有者 上下水道事業管理者	住所・氏名・ふりがな・印・電話番号	
事前調査表	給水装置設置場所		
	給水装置所有者氏名		
	工事種別	新設・改造・修繕・撤去・取付栓数・合計栓数	
	水栓番号		
	メーター番号		
	給水装置分岐計画（状況）	配給水管種・口径	
	メーター口径		
	配水管の水圧	Mpa・調査年月日・時間・調査地点	
	給水計画（状況）	直結方式・受水槽方式・使用人数	
	給水目的	事業所・アパート・宅地分譲・住宅・その他	
	給水形態	専用・共用	
	計画使用水量	直結方式（同時使用水量） 受水槽方式（１日使用水量） 全所要水頭、Mpa・配水管の水圧との比較 水圧水量不足の有無	
	道路状況	道路掘削の有無・道路種別・道路管理者協議	
	各種地下埋設物	公道部分・敷地内	
	使用期間	永久使用・一時使用	
	新設配水管埋設深度	公道部分・敷地内	
	建築確認通知（番号）		
備考			
施工業者名			
主任技術者名			
設計審査 申請書	施工場所	町名・番地	
	工事施工依頼者住所・氏名	町名・番地・電話番号	
	予定工期		
	日付		
	申請者代理	住所・氏名・電話番号・会社名	
使用材料表	給水装置所有者氏名		
	水栓番号		
	主任技術者名	氏名・印・電話番号	
	材料	型式・略号・呼び径・器具品名・登録番号	
設計図面	設置場所		
	水栓番号		
	参考（工事費）		
	給水装置所有者氏名		
	主任技術者名	氏名・印	
	平面図	方位・縮尺・道路幅員・敷地境界線 管及びバルブ位置・メーター位置 配管ルート・給水形態	
	立体図	口径・管種・延長距離・給水管の種類及び個数 埋設深度・配管ルート・給水形態	
	位置図	申請地の明示（色）	
水の安全・衛生対策防止機能	汚染・破壊・侵食・逆流・凍結 クロスコネクション		

請書類	記 入 事 項	詳 細	備 考
水道使用申請書	日付		
	申請者(届出人)	住所・氏名	
	水栓番号		
	水栓所在地		
	アパート名		
	所有者住所・氏名	ふりがな	
	使用者住所・氏名・電話番号	ふりがな	
	届出事項	新設・開始・中止・やめる メーター取り外し・使用者変更	
	口径		
	メーター番号・満期		
	給水用途		
	支払方法	納組・口座・郵送	
所有権異動届	異動年月日		
	給水装置の所在地	町名・番地	
	水栓番号		
	日付		
	旧所有者	住所・氏名・印・電話番号	
	新所有者	住所・氏名・印・電話番号	
	上下水道事業管理者		
	添付書類	土地登記簿等	
利害関係人 同意書	給水装置	所在地(町名・番地)・水栓番号	
	土地又は家屋	所在地(町名・番地)・面積㎡(幅 m×長 m)	
	給水置工事の申込者	住所・氏名・電話番号	
	日付		
	給水装置所有者	住所・氏名・印・電話番号	
	土地又は家屋所有者	住所・氏名・印・電話番号	
	上下水道事業管理者		
給水装置 代理人選定 (変更)届	日付		
	住所	町名・番地	
	氏名	ふりがな・電話番号	
	所有者との関係		
	給水装置所有者	住所・氏名・電話番号	
	上下水道事業管理者		
誓約書 (水圧・水量)	日付		
	給水装置所有者	住所・氏名・印・電話番号	
	指定給水装置工事事業者	会社名・電話番号	
	給水装置の所在地	町名・番地	
	水栓番号		
	記載文章		
	参考		
請書 (受水槽)	上下水道事業管理者		
	設置者	住所・氏名・電話番号	
	施設の所在地	町名・番地	
	施設の名称	団地・住宅(ビル)	
	管理責任者	住所・氏名・電話番号	
誓約書 (受水槽)	上下水道事業管理者		
	管理責任者	住所・氏名・ふりがな・電話番号	
	住所	町名・番地	
	設置者	氏名・電話番号	
	施設名称	団地・住宅(ビル)	
	指定給水装置工事事業者	住所・氏名・電話番号	

事前調査表

調査項目	調査内容	
給水装置設置場所		
給水装置所有者氏名		
給水装置設置場所の土地所有者	本人（申請者）所有 ・ 家族所有 ・ その他（ ）	
工事種別	新設・改造・修繕・撤去 取付栓数（ ）栓 合計（ ）栓	
メーター番号		
給水装置分岐計画・状況	配水管 ϕ mmより ϕ mm分岐	
メーター口径	新設メーター口径（ mm） 既設メーター口径（ mm）	
配水管の水圧	M p a	【調査日】 年 月 日 時間 :
		【調査地点】
給水計画（状況）	直結方式 ・ 受水槽方式 使用人数（ ）人	
給水目的	事業所・アパート・宅地分譲・住宅・その他（ ）	
給水形態	専用 ・ 共用	
設計使用水量	直結方式	同時使用水量： l/min
	受水槽方式	一日使用水量：
	全所要水頭	M p a < > 配水管の水圧
	水圧水量不足の有無	有 ・ 無
道路状況 ※道路開削工事が ない場合記入し なくてもよい	道路掘削	
	道路種別	国道・県道・市道・赤道・私道
	道路管理者協議 ※特別な理由が ある場合のみ	協議済 ・ 未協議
各種地下埋設物	公道部分	無 下水道・ガス・電気・N T T ・その他（ ）
	敷地内	無 下水道・ガス・電気・N T T ・その他（ ）
使用期間	永久使用 ・ 一時使用	
新設配給水管埋設深度	公道部分	h = m ～ m
	敷地内	h = m ～ m
建築確認通知（番号）		
備考欄		

施工業者名

主任技術者

設計審査チェックリスト

審 査 項 目	審 査 内 容	
給 水 方 式 の 決 定	給水の高さ、所要水量、用途及び維持管理面を考慮した給水方式であること	
計画使用水量の決定	計画使用水量は、建物の用途及び水使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮して決定してあること	
給水管の口径の決定	給水栓の口径は、配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさに決定してあること	
メーター口径の決定	メーター口径は、計画使用水量に基づき、使用流量基準の範囲内で決定してあること	
設 計 図 面	工事箇所が確認できるよう、道路および主要な建物等が記入されていること	
	工事箇所が明記されていること	
	方位が記入されていること	
	建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること	
	道路種別等付近の状況が分かりやすいこと	
	隣接家屋等の境界が記入されていること	
	平面図と立体図が整合してあること	
	隠ぺいされた配管部分が明記されていること	
	各部の材料、口径及び延長が記入されており、給水管及び給水用具は、構造及び材質の基準適合品が使用されていること	
使 用 材 料 の 決 定	配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に使用する材料は、水道局が指定した材料が使用されていること	
	メーターの下流側の給水工事に使用する材料は、構造及び材質の基準（政令第５条）に適合していること	
給水管の埋設深さの決定	給水管の埋設深さは、道路部分にあたっては0.7m～1.2m、敷地部分にあたっては0.3m以上埋設されていること	
止 水 栓 の 設 置	第1止水栓が適正な位置に設置されていること	
メ ー タ ー の 設 置	メーターが適正な位置に設置されていること	
配 管	家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにされていること（省令第1条第3項）	
	敷地内の配管は、できるだけ直線配管されていること	
	地下あるいは2階以上に配管する場合は、止水栓が設置されていること	

審 査 項 目	審 査 内 容	
水 の 汚 染 防 止	行き止まり配管等水が停滞する構造としてないこと（省令第2条第2項）	
	水を汚染するおそれのある物を貯留し、または取り扱う施設に近接して設置しないこと（省令第2条第3項）	
	鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあっては、浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること（省令第2条第4項）	
破 壊 防 止	水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること（省令第3条）	
浸 食 防 止	酸またはアルカリによって浸食されるおそれのある場所にあっては、耐食性を有する材質の給水装置を設置すること（省令第4条第1項）	
	漏えい電流により浸食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること（省令第4条第2項）	
逆 流 防 止	水が逆流するおそれのある場所においては、吐水口空間を確保すること、または逆流防止性能等の材質の給水装置を設置すること（省令第5条第1項）	
凍 結 防 止	屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれがある場所にあっては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること（省令第6条）	
クロスコネクション防止	当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと（政令第5条第1項第6号）	

竣工検査チェックリスト

１．書類審査

検 査 項 目	検 査 内 容	主	水
位 置 図	・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること		
	・ 工事箇所が明記されていること		
平 面 図 及 び 立 体 図	・ 方位が記入されていること		
	・ 建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること		
	・ 道路種別等付近の状況が分かりやすいこと		
	・ 隣接家屋等の境界が記入されていること		
	・ 分岐部のオフセットが記入されていること		
	・ 平面図と立体図が整合していること		
	・ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること		
	・ 各部の材料、口径及び延長が記入されており →(1)、(2)		
	(1) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること		
	(2) 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)		

２．現地検査

検査種別及び検査項目		検査内容	主	水
屋外の検査	分岐部オフセット	正確に測定されていること		
	水道メーター メーター用 止水栓	水道メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること		
		検針、取り替えに支障がないこと		
		止水栓の操作に支障がないこと		
		止水栓は、逆付け及び傾きがないこと		
	埋設深さ	所定の深さが確保されていること		
	管延長	竣工図と整合すること		
	きょうます類	傾きがないこと、及び設置基準に適合すること		
	止水栓	スピンドルの位置がボックスの中心にあること		
配管	配管	延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること		
		配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結連結されていないこと		
		配管の口径、経路、構造等が適切であること		
		水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための、適切な処置がなされていること		
		逆流防止のための、給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること		
		クロスコネクションがなされていないこと		
	接合	適切な接合が行われていること		
給水用具	管種	性能基準適合品の使用を確認すること		
	給水用具	性能基準適合品の使用を確認すること		
受水槽	接続	適切な接合が行われていること		
	吐水口空間の測定	吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと		
機能試験		通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること		
耐圧試験		一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがいないことを確認すること		
水質の確認		残留塩素の確認を行う		

３．中間検査

検 査 項 目	検 査 内 容	主	水
構 造 材 質 基 準	・給水管及び給水用具について、その構造及び材質が管理者の指定したものであるかを確認すること (出雲市水道事業給水条例第７条) ・水道以外の管と誤接続が行われていないか確認すること ・配水管等からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から 30cm 以上離すこと ・異形管及び継手からの分岐が行われていないこと ・分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割Ｔ字管、Ｔ字管を使用していること ・分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けボルトの締めつけが片締めにならないよう平均して締め付けてあること ・穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること ・穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと ・サドル付分水栓等での穿孔端面には、その防食のために適切なコアを装着するなどの措置が講じてあること		
埋 設 深 さ 及 び 占 用 位 置	・給水管の埋設深さは、道路部分にあたっては道路管理者の指示に従うものとし、敷地部分にあたっては 0.3m 以上を確保されていること ・道路部分に配管する場合は、その占用位置に誤りがないこと		
給 水 管 の 明 示	・道路部分に布設する給水管等には、標示テープ・標示シート等により管を明示すること		
水 道 メ ー タ ー の 位 置	・水道メーターの位置には、出雲市水道事業給水条例第 17 条第 2 項に定める、原則として道路境界に最も接近した敷地部分に設置してあること ・水道メーターの点検及び取替作業が容易なこと ・水道メーターの破損・凍結等のおそれがないこと		
土 工 事	・道路内の埋戻しに当たっては良質な土砂を用い、施工後に陥没・沈下等が発生しないよう十分締め固めてあること		
道 路 復 旧	・舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従うこと ・埋戻し完了後速やかに本復旧を行うことが困難な時は、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと		
耐 圧 試 験	・一定の水圧による耐圧試験で漏水及び抜けなどないことを確認すること		
水 質 の 確 認	・残留塩素の確認を行うこと		

1 水 道 メ ー タ ー 設 置 許 可

2 既 設 管 連 結 許 可

上記のことについて、許可します。連結当日に水質の確認及び機能試験を行い、その結果をすみやかに水道局までご報告をお願いします。

なお、ファックスでの報告も受け付けます。

※異常があった場合は直ちに中止し、報告すること。

		整理番号	
水質の確認・機能試験(現地検査)の確認報告書			
水栓番号			
設置場所住所	出雲市		
氏 名	様		
業 者 名			
許 可 日			
検 査 日	年 月 日 (許可日以降)		
水質の確認	残留塩素 mg/ℓ		
機能試験	通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、作動状態などについて確認すること。	異常	有 ・ 無

※その結果により、給水装置工事検査の合格とします。

※残留塩素以外の水質確認項目について、異常の有無を記入してください。

項目	異常の有無
臭 気	有 ・ 無
味	有 ・ 無
色	有 ・ 無
濁 り	有 ・ 無

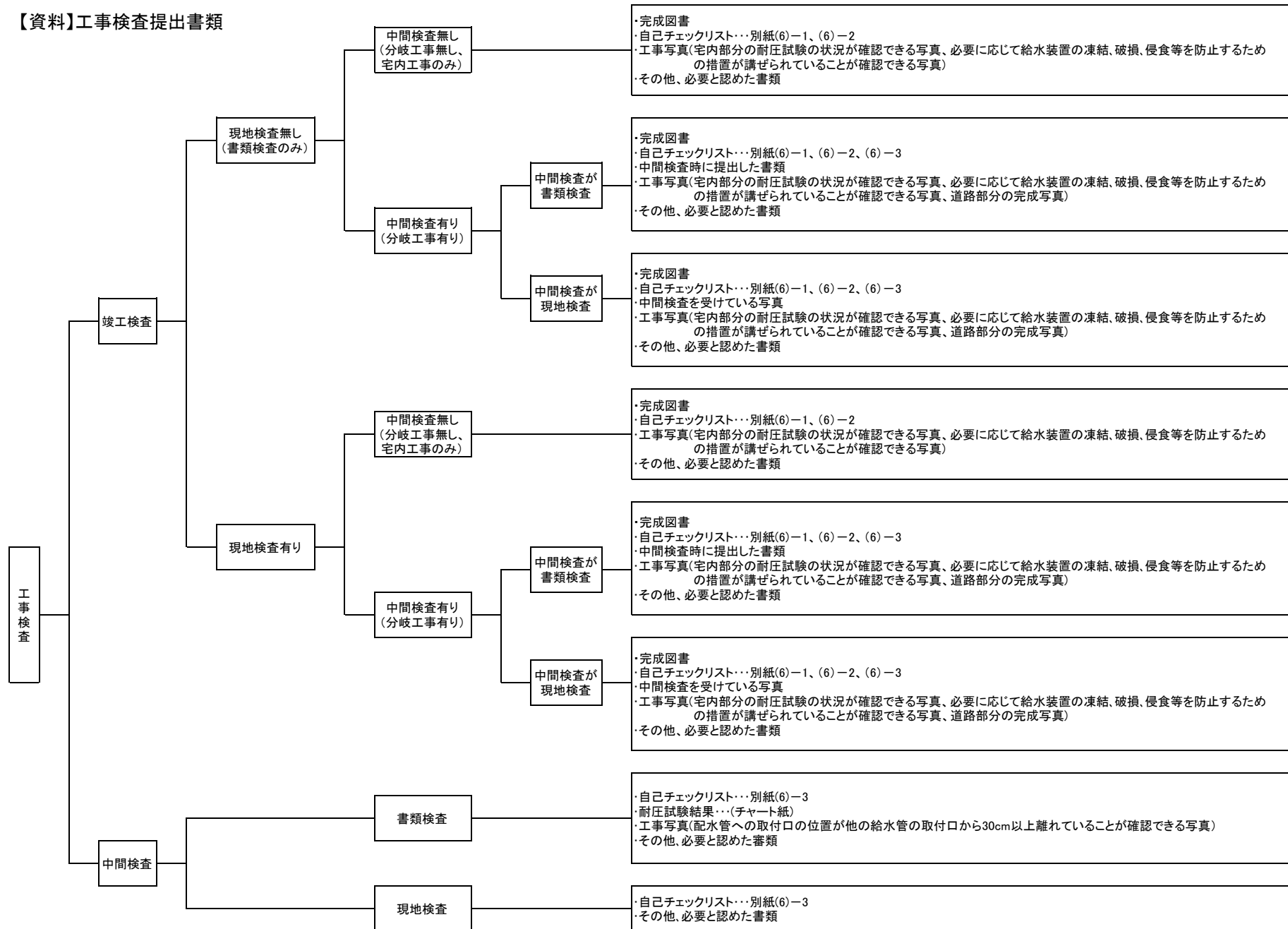
出雲市上下水道局 水道施設課 給水係

TEL 0853-21-3512

FAX 0853-22-3998

技術管理者

【資料】工事検査提出書類



3 階直結直圧給水取扱基準

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)
H31/4～

3 階直結直圧給水取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、出雲市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び出雲市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき、3階直結直圧給水の取扱について必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって需要者へのサービスの向上を図ることを目的とする。

(3階直結直圧給水の申込)

第2条 3階直結直圧給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に3階直結直圧給水協議書（様式第1号）により管理者と協議しなければならない。

2 前項の協議にあたり管理者は、断水、水圧・水量不足等に関する諸問題についての誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

3 第1項の協議完了後、申請者は条例第4条の規定により給水装置工事の申込みをしその承認を受けなければならない。

(適用範囲)

第3条 3階直結直圧給水は、給水区域内における3階建て（分岐する配水管の布設地盤からの階数とし、地下階を除く。）の建築物で、次の各号の全てに該当するものに対して行なうものとする。ただし、当該建築物が4階以上のときは、将来的にも4階以上に給水装置を持たない場合は、3階直結直圧給水を認めるものとする。

(1) 対象地域

配水管の年間最小動水圧 0.245 Mpa (2.5 kgf/m^2) 以上を確保できる地域とする。

(2) 対象建築物

ア 小規模受水槽を設置している建築物を含む、3階建ての全ての建築物を対象とするが、ホテル等のように一時に多量の水を使用する施設、病院等のように常時一定の水の供給が必要で断水による影響が大きい施設、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造し加工を行う工場等、また、緊急避難場所になっている公共施設等については、3階直結直圧給水の対象から除くものとする。

イ 3階の最高水栓の高さは、配水管が埋設してある道路面より9m以内とする。

(水压測定)

第4条 申請者は、給水予定地の付近3カ所において、24時間の自記録水压計を使用して、3日間水压測定を行うものとし、測定場所は次のとおりとする。

- (1) 給水予定地付近の直近の消火栓、予定地付近の水栓、予定地の下流の水栓で測定する。
- (2) 給水予定地付近に消火栓がない場合は、予定地付近の水栓、予定地の上流と下流の水栓で測定する。
- (3) 管理者が認めたときはその限りではない。

(給水方式及び配管パターンの選定)

第5条 3階直結直圧給水と受水槽式給水の併用はできないものとする。

2 3階への直結直圧給水方式における配管パターンの選定にあたっては、建築物の給水形状や各戸の配置だけでなく、配水管水压の状況、給水器具の損失水頭及び衛生管理等についても十分に考慮するものとする。

(使用材料等)

第6条 給水装置に使用する材料等は、水道法施行令第4条第2項の規定によるものとする。

(逆流防止)

第7条 逆流防止のため、3階への立上り管には止水器具を取付け、逆流をしない構造としなければならない。

(3階直結直圧給水の表示)

第8条 3階直結直圧給水の表示については、「3階直結」と表示した札をメーターボックス内の止水栓に取付けなければならない。

(既設建築物の取扱い)

第9条 受水槽方式の既設建築物を3階直結直圧給水に切替えるにあたっては、別途「受水槽式給水設備（3階まで）の給水装置（直結給水）への切替工事の取扱いについて」の定めるところによる。

(その他)

第10条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は「給水装置工事ハンドブック」

によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１７年３月２２日より施行する。

3 階直結直圧給水協議書

年 月 日

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（申請者）

【住 所】
（フリガナ）
【氏 名】
【電 話】

施 工 場 所 (施設名称)	出 雲 市 ()
施 工 業 者	【指定業者名】 【主任技術者】
建築物の概要	新設・既設 【受水槽】有・無 【高架水槽】有・無
	【階 数】 地上 階建て
	【給水目的】 住宅専用・店舗付き住宅・集合住宅 テナントビル・その他 ()
	【使用形態】 1 階： 2 階： 3 階：
配水管と給水栓 との高低差	埋設道路面～最高給水栓： m (計 m) 配水管埋設深度 : m
分岐計画（状況）	配水管（管種・口径） mm 給水管（管種・口径） mm
付近の水圧状況	【最小動水圧】 Mpa 【測定場所】 【測定日・時間】 年 月 日(午前・午後 時 分)
受水槽以降の装置 の材質及び構造	
添 付 書 類	位置図・設計図（平面・立面・配管図）・流量計算書・水圧記録・ 受水槽以降設備図面（既設の場合）

◆ 3 階直結直圧給水取扱基準第 2 条第 1 項の規定に基づき、事前協議を実施しました。
年 月 日

出雲市上下水道局（水道施設課 給水係）

☐ 施工条件

☐ 不適合理由

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（申請者）

【住 所】

（フリガナ）

【氏 名】

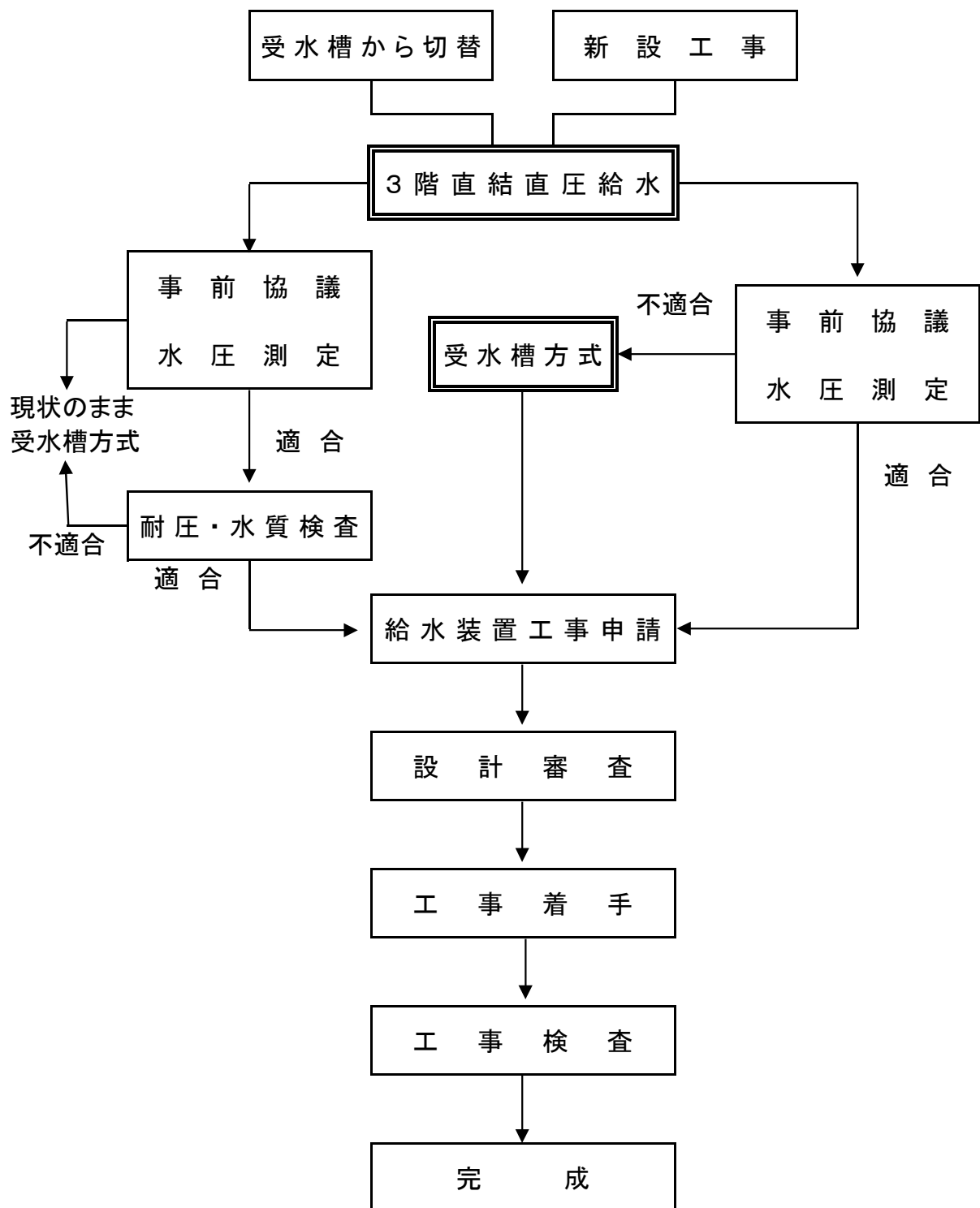
【電 話】

印

3 階直結直圧給水に関する誓約書

施 工 場 所 (施設名称)	出 雲 市 ()
(1) 3 階直結直圧給水にあたっては、出雲市水道事業給水条例及び諸規程を厳守します。 (2) 給水装置の原因により水圧・水量不足となった場合は、水道局の指示に従い、適切な改善を行います。 (3) 断水工事等には、全面的に協力し苦情の申し出はしません。 (4) 受水槽方式から 3 階直結直圧給水への切替え工事により、メーター器以降の給水設備に不備が生じた場合は、全て当方の責任で処理します。 (5) 本書の誓約事項は、給水装置所有者に変更があっても継承し、その引継ぎをします。	

3階直結直圧給水 申請フロー図



受水槽式給水設備（３階まで）の
給水装置（直結給水）への切替工事の取扱について

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)

H31/4～

受水槽式給水設備(3階まで)の給水装置(直結給水)への切替工事の取扱いについて

受水槽式給水設備の給水装置(直結給水方式)への切替工事に関する事前調査及び提出書類について以下のとおりとする。

1. 事前調査

受水槽二次側の給水設備を直結給水装置に改造工事を行う者は、事前に(1)～(3)に掲げる場合に応じて、該当する事項を実施及び確認すること。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

●既設配管の材質調査及び確認

- ・水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」(以下「構造材質基準という。」)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認すること。
- ・「構造材質基準」に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替えること。
- ・埋め込み等により確認が極めて困難な場合は、基準に適合した給水管、給水用具に取り替えるか、逆流防止の措置を講じたうえで確約書(様式-1)を提出すること。

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水等が生じないことを確認する。

(2) 受水槽式給水設備に更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状態が明らかな場合

●既設配管の材質確認

- ・ライニングに使用した塗料が「構造材質基準」に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行うこと。
- ・なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水等が生じないことを確認する。

●既設配管の浸出性能確認

- ・適切な施工で行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流し捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、「構造材質基準」に基づく浸出等に関する基準をみたしているかを確認すること。

- ・採取方法は、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取する。

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 受水槽式給水設備に更生工事の履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状態が確認できない場合

●既設配管の耐圧試験の確認

- ・耐圧試験における試験水圧は、現場付近の静水圧に0.25Mpaを加えた圧力とし1分間以上水圧を試験した後、漏水が等生しないことを確認する。

●既設配管の浸出性能確認

- ・ライニングに使用された塗料については、既設配管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で「構造材質基準」に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認すること。

- ・既設配管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水(給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの)を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水(ブランク)として採取し、公的検査機関で水質検査を行い、浸出等に関する基準を満たしていることを確認すること。この場合において、一度の採水で5ℓの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

- ・試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準(表-1)のすべての項目を行うこと。

2. 給水装置工事の提出書類

受水槽式給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更(改造)工事とすること。なお、水道事業者が給水装置に変更する工事の承認を申込む者(当該工事申請者)は、事前に水道事業者と協議をすること。(様式-2)

3. その他

この取扱は、井戸・山水配管設備から給水装置への切替工事についても同様とする。

【別紙-1】

提出書類	(1)	(2)	(3)
協議書(様式-2)	●	●	●
既設配管の材質確認書(図面及び現場確認)	●		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録書の写し		●	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		●	
同上施工報告書(写真添付)		●	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		●	
浸出性能試験成績証明書			●
既設配管の耐圧試験結果(チャート紙)	●	●	●
確約書(様式-1)	(●)		
その他水道事業が指示した書類	●	●	●

※表中の(1)(2)(3)は、「受水槽式給水設備(3階まで)の給水装置(直結給水)への切替工事の取扱について」において、事前調査の項目に記載している(1)(2)(3)のケースの工事をいう。

【様式-1】

確 約 書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

今回の(受水槽式給水設備 ・ 井水 ・ その他)の給水装置への切替工事にあたっては、既設配管の材質が水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した製品であるかどうかの確認が極めて困難であります。

つきましては、給水装置への切替工事後、このことにより水質等の問題が生じた場合は当方で全責任を負うとともに直ちに配管を取り替えることを確約します。

年() 月 日

所 有 者

【住 所】

【氏 名】

印

【様式-2】

受水槽式給水設備等の給水装置への切替工事の協議書

年() 月 日

出雲水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者(申請者)

【住所】

(フリガナ)

【氏名】

【電話】

施工場所 (施設名称)	出雲市 ()
施工業者	【指定事業名】 【主任技術者】
建物の概要	【既設配管の状況】 受水槽式給水設備 ・ 井水 ・ その他() 【階数】 地上 階建て 【給水目的】 住宅専用 ・ 店舗付住宅 ・ 集合住宅 ・ テナントビル その他() 【使用形態】 1階 : 2階 : 3階 :
分岐状況	配水管(管種・口径) Φ mm 給水管(管種・口径) Φ mm
既設給水設備の状況	【更生工事の履歴】 有 ・ 無 【更生工事に使用された塗料・工法及び施工状態】 明確 ・ 不明確
添付書類	別紙-1のとおり

取扱に基づき、事前に協議を実施しました。

年() 月 日

出雲市上下水道局 (水道施設課 給水係)

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	カドミウムの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/ℓ以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/ℓ以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/ℓ以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/ℓ以下であること。	10mg/ℓ以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/ℓ以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005mg/ℓ以下であること。	0.05mg/ℓ以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/ℓ以下であること。	0.004mg/ℓ以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/ℓ以下であること。	0.04mg/ℓ以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/ℓ以下であること。	0.006mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	0.003mg/ℓ以下であること。	0.03mg/ℓ以下であること。
ベンゼン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/ℓ以下であること。	0.08mg/ℓ以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/ℓ以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/ℓ以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/ℓ以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/ℓ以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。
塩化物イオン	20mg/ℓ以下であること。	200mg/ℓ以下であること。
蒸発残留物	50mg/ℓ以下であること。	500mg/ℓ以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	0.2mg/ℓ以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/ℓ以下であること。	0.02mg/ℓ以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/ℓ以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	0.5mg/ℓ以下であること。	5mg/ℓ以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
アミン類	トリエチレントラミンとして0.01mg/ℓ以下であること。	トリエチレントラミンとして0.01mg/ℓ以下であること。
2,4-トリクロロベンゼン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
2,6-トリクロロベンゼン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/ℓ以下であること。	0.01mg/ℓ以下であること。
スチレン	0.002mg/ℓ以下であること。	0.002mg/ℓ以下であること。
1,2-ジクロロエチン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。
1,3-ジクロロエチン	0.001mg/ℓ以下であること。	0.001mg/ℓ以下であること。

備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/ℓ」とあるのは「0.007mg/ℓ」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.97mg/ℓ」と、銅及びその化合物の項中、「0.1mg/ℓ」とあるのは、「0.98mg/ℓ」とする。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(直結直圧式) の設計等基準について

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)

H31/4～

特定施設水道連結型スプリンクラー設備(直結直圧式)の設計等基準について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲(以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)について、その設置に関する設計等の基準を下記のとおりとする。

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置について

(1) 水道直結式スプリンクラー設備の給水方法について

①給水方法は、直結直圧式とする。

※直結増圧式は認めない。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備について

指定給水装置工事事業者(給水装置主任技術者)は消防設備士(甲種第1類免状所有者)の指導の下に行うこと。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の水理計算について

配水管分岐からスプリンクラーヘッドまでの部分の水理計算は消防設備士が行い、指定給水装置工事事業者は当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結増圧式の不可について情報を提供すること。

(4) 設置者への説明及び承諾書の提出について

指定給水装置工事事業者は水道直結式スプリンクラー設備の設置者に対して次のことについて十分に説明すること。また、設置者から「承諾書」を提出させること。

①災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても「出雲市水道事業等(以下 水道事業という)」に責任がないこと。

②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、①のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。

③水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させること。

④水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は水道事業が負わないこと。

※上記のことについて「承諾書」(別紙-2)を給水装置工事申請時提出すること。

(5) 凍結防止時の留意事項

凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされていること。

2. 水道直結式スプリンクラー設備の設計について

(1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあつたては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分(火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30ℓ/分)以上の放水量が必要であること。

また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60ℓ/分(120ℓ/分)以上を確保する必要がある。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態での使用を想定できること。

(4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

(5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。

(6) 結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

※(1)の配水管の給水能力については、「3階直圧直結給水取扱基準」に準じて水圧調査をすること。

また、水圧調査結果については、事前に「水圧調査確認書」(別紙-1)を提出し、水道事業に確認を得ること。

※(4)の消防法令適合品については、出雲市消防本部に確認すること。

3. その他

(1) 指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(2) 指定給水装置工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡するよう指導すること。

(3) 指定給水装置工事事業者は、メーターBOX内の止水栓に「水道連結型スプリンクラー設置」と表示する。

水 圧 調 査 確 認 書

年() 月 日

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

指定給水装置工事事業者

【住 所】

【事業者名】

【電話】

設置場所及び施設名	【住 所】出雲市 【施設名称】
主任技術者氏名	【主任技術者】
消防設備士氏名	【消防設備士業者名】 【消防設備士】
施設の概要	【施設の内容】 【施設の階数】 階建
配水管布設状況及び 給水管状況	【配水管】 (管種) Φ mm 【分岐口径】 Φ mm 【メーター口径】 Φ mm
設置場所付近の水圧	【移動平均最小動水圧】 Mpa ※別紙測定記録 【測定日時】 年 月 日【時間】 :
添付書類	位置図(測定場所の記入してあるもの)・水圧測定記録 平面図(測定場所の記入してあるもの)・その他必要な書類

水圧調査による移動平均最小動水圧について、確認しました。

年() 月 日

出雲市上下水道局 (水道施設課給水係)

承 諾 書

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者

様

今回の水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、指定給水装置工事事業者及び消防設備士から十分に説明を受けました。

つきましては、下記の事柄について承諾いたします。

- ①災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、出雲市水道事業等に責任がないこと。
- ②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合には、①のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。
- ③水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させること。
- ④水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の非作動に係る影響に関する責任は出雲市水道事業等が負わないこと。

年() 月 日

給水装置所有者

【住所】

【氏名】

印

消防設備士

【業者名】

【氏名】

印

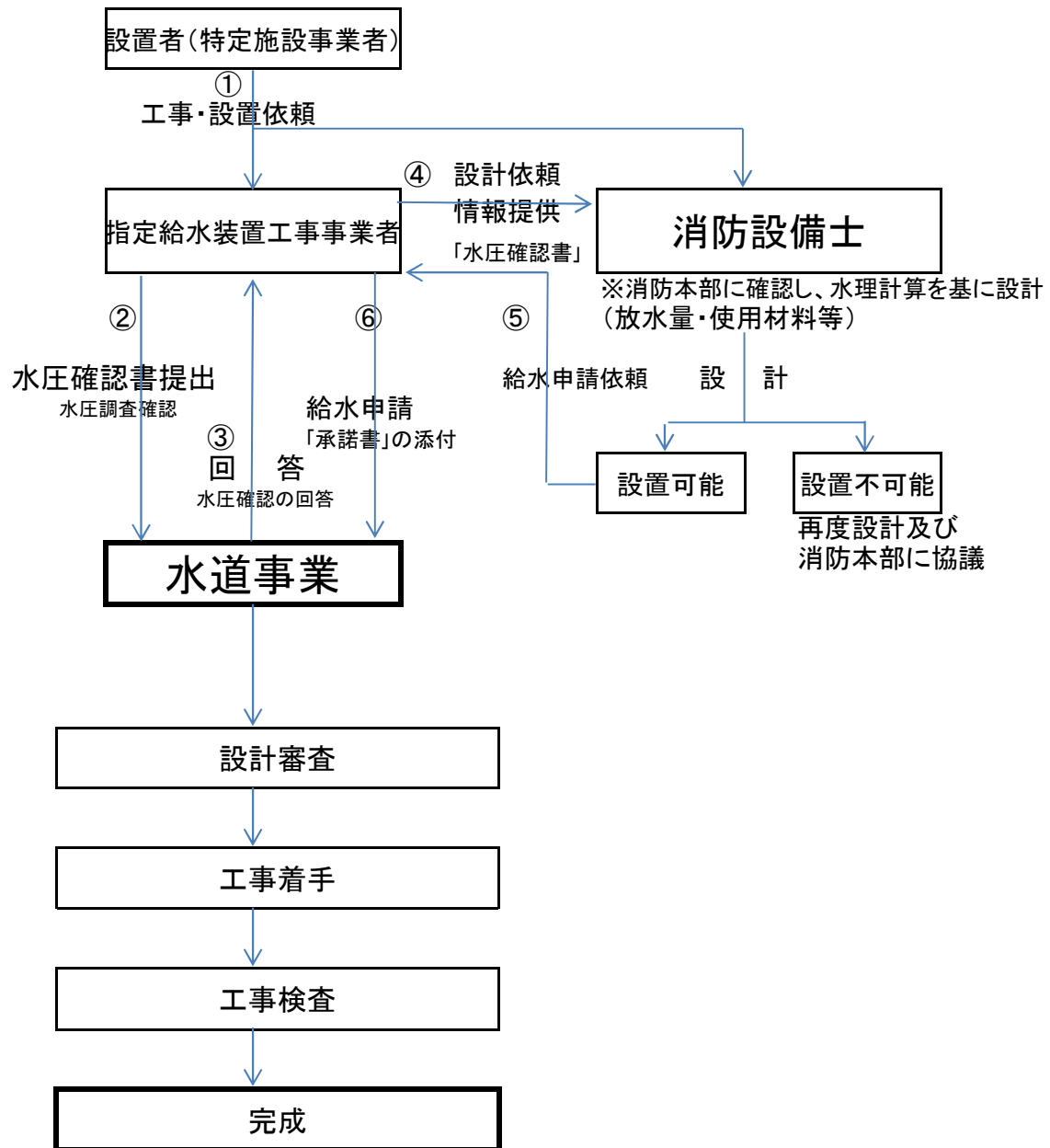
指定給水装置工事事業者

【業者名】

【主任技術者氏名】

印

水道直結式スプリンクラー設備 設置のフロー図



簡易専用水道取扱要領

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)
R7.4.1

簡易専用水道取扱要領

第1 目的

この要領は、簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 対象施設

この要領において対象とする簡易専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に定めるものとする。ただし、国の設置するものを除く。

第3 管理者への届出

簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、管理者に次の届出をしなければならない。

- 1 簡易専用水道を設置したときは、様式第1号に施設概要書を添えて速やかに届け出なければならない。
- 2 届出事項を変更したときは、様式第2号により速やかに届け出なければならない。
- 3 簡易専用水道を廃止したときは、様式第3号により速やかに届け出なければならない。

第4 施設管理の基準等

設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受水槽その他の水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
なお、消防用と共有されている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
- 2 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように概ね毎月1回の点検を行い、欠陥等を発見したときは速やかに改善の処置を講ずること。
その他、地震・凍結・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検すること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質検査を実施し、必要な処置を講ずること。
- 4 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上保持するよう努めること。
- 5 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者に周知すること。
- 6 前1から5までの管理状況を記録する帳簿を備え、保存すること。
- 7 設置者自らが管理を行わない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための管理責任者（以下、「管理責任者」と言う。）を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

第5 法定検査

設置者または管理責任者は、当該簡易専用水道の管理について、毎年1回以上、定期的に登録検査機関に依頼して検査を受けなければならない。

検査の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の外観検査

ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査

イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

(2) 給水栓における水質検査

ア 臭気、味、色、色度及び濁度に関する検査

イ 残留塩素の有無についての検査

(3) 書類検査

ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面の検査

イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図の検査

ウ 水槽の清掃の記録の検査

エ その他の管理についての記録の検査

第6 検査の実施

登録検査機関は、次の点に留意して検査しなければならない。

- 1 検査は、設置場所において、設置者あるいは当該施設の管理責任者の立会いのもとに行うこと。
- 2 検査員は、清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
- 3 検査員は、様式第4号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。

第7 検査の特例

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第5の規定にかかわらず、登録検査機関にビル管理法第10条に規定する帳簿書類及び様式第5号を提出することにより、検査を受けることができるものとする。

第8 検査済証の交付等

登録検査機関は、検査終了後次の措置を行うものとする。

- 1 検査結果を記載した様式第6号による検査済証を、設置者に交付すること。
- 2 設置者の同意が得られた場合は、検査済証の写しを、翌月10日までに管理者に送付すること。
- 3 検査結果状況について、翌月10日までに様式第7号により管理者へ提出すること。

第9 設置者への助言等

登録検査機関は、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講ずるよう助言を行う。また、衛生上特に問題があると認められた施設については、設置者に対し、直ちに管理者にその旨を報告するよう助言を行うものとする。但し、設置者の同意の上、管理者へ通報する場合は、様式第8号により行う。

第10 立入検査による指導

設置者から報告があった場合、その他必要があると認められる場合には、管理者は立入検査を実施し、当該簡易専用水道の設置者に対して様式第9号による指導票を交付して改善を指導するものとする。

第11 改善命令・給水停止命令

第10の指導に従わない場合は、管理者は様式第10号により当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を講ずるべき旨を指示するものとする。

2 前項の命令に従わない場合において、給水を継続することが当該水道の利用者の利益を阻害すると認められるときは、管理者は様式第11号によりその指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

第12 他法令との関係

ビル管理法に重複した規定のあるものについては、同法の規定を優先させるものとする。

第13 その他

管理者は、貯水槽水道(水道法第14条第2項第5号に定めるもの。)のうち、簡易専用水道に該当しない小規模なものについても、設置者の理解と協力のもとに、第4に準ずる管理を行うよう指導するものとする。

2 登録検査機関は、管理者に対し、簡易専用水道の適正な管理等について協力するものとし、第8の設置者の同意が必要なものについては、同意が得られるよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成16年7月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。

(様式第 1 号)

簡 易 専 用 水 道 設 置 届

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者

様

設置者 住所

(法人にあつては名称・代表者名)

氏名

㊞

簡易専用水道を設置しましたので、簡易専用水道取扱要領第 3 の 1 の規定により施設概要書を添えて届け出ます。

(様式第 1 号の 2)

簡易専用水道施設概要書（台帳）

整 理 番 号	市町村
	No.
届 出 年 月 日	年 月 日

建築物等の 名 称				連 絡 先	() -		
建築物等の 所 在 地	市 町						
設 置 者	(氏名) (住所)						
管 理 者	(氏名) (住所)						
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他 ()						
設 置 年 月	年 月		ビ ル 管 理 法 適 用 の 有 無		有 ・ 無		
水 源	市町村 水道事業 企業団						
受 水 槽	設置場所	屋 内 ・ 屋 外			設置方式	地上式・地下式・半地下式	
	材 質	鉄筋コンクリート・鋼板・F R P ・その他 ()					
	有効容量	縦 (m)	横 (m)	有効水深(m)	容量(m³)	基 数	計 (m³)
	合 計						
高 置 水 槽	設置場所	屋 内 ・ 屋 外			設置基数	基	
	容 量	(m³)			材質	鉄筋コンクリート・鋼板・F R P その他 ()	
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他 ()						
主要配管 材 質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管 塩化ビニール管・その他 ()				塩素滅菌機 の 有 無	有 ・ 無	

給水系統図

--

變更事項

--

管理状況検査の実施状況

[illegible]

(様式第 2 号)

簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

設置者 住所

(法人にあつては名称・代表者名)

氏名 印

下記のとおり届出事項を変更しましたので、簡易専用水道取扱要領第 3 の 2 の規定により届け出ます。

記

建 築 物 の 名 称		
建 築 物 の 所 在 地		
変 更 内 容	事 項 名	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

(様式第 3 号)

簡 易 専 用 水 道 廃 止 届

年 月 日

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者

様

設置者 住所

(法人にあっては名称・代表者名)

氏名

㊞

下記のとおり簡易専用水道を廃止しましたので、簡易専用水道取扱要領第 3 の 3 の規定により届け出ます。

記

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

(様式第 4 号)

(表面)

身分証明書 第 号
年 月 日 交付
所属検査機関
氏名
この証明書を携帯する者は水道法第三十四条の二 第二項により簡易専用水道の管理についての検査 をする当検査機関の職員であります。
所属検査機関の長 (印)

(裏面)

写真 ちよう付
検査 機関印

用紙の大きさは日本工業規格 A 列 7 番とすること。

(様式第 5 号)

水道法第 3 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理にかかる状況を示す書類を提出します。

年 月 日
簡易専用水道設置者氏名
住所

㊦

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物環境衛生管理 技術者氏名		免状番号	第 号
建築物の用途			
水槽の種類及び容量		水槽の掃除の 実施年月日	年 月 日

簡 易 専 用 水 道 の 管 理 状 況

	番号	検 査 事 項	判 定 基 準	管理状況
施設及びその管理の状況に関する検査	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
	3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	

施設及びその管理の状態に関する検査	5	水槽のマンホール の状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
水質の検査	10	臭気	異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	異常な味が認められないこと。	
	12	色	異常な色が認められないこと。	
	13	色度	5度以下であること。	
	14	濁度	2度以下であること。	
	15	残留塩素	検出されること。	
書類検査	16	書類の整備保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	

備考

- 1 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
- 2 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 3 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
- 4 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

(様式第6号)

年 月 日

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者 様

登録番号

検査機関名称

代表者

所在地

電話番号

簡易専用水道検査結果書

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の結果は次の通りです。

検査日

検査施設	名称	
	所在地	
設置者	名称	
管理者	名称	
	所在地	電話
検査立会者	名称	

施設概要

種 類		ビル管理技術者名		(第 号)					
主 用 途			竣工年月						
給 水 方 式									
防錆剤使用		滅菌装置使用		利用者数	人・世帯	使用水量	m ³ /月		
受 水 槽	槽 数		有効容量	m ³	高 置 水 槽	槽 数		容 量	m ³
	形 状		設置場所			設置場所			
	材 質					材 質			

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判定基準	判定			
		受水槽		高置水槽	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1		31	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2		32	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3		33	
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4		34	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5		35	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6		36	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	7		37	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8		38	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9		39	
	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10		40	
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11		41	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12		42	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13		43	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14		44	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15		45	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16		46	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17		47	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18		48	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19		49	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20		50	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	21		51	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22		52	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23		53	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	24		54	

7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	25		55	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	26		56	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27		57	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28		58	
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	29		59	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	30		60	
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。			61	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通してないこと。			62	

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判 定 基 準				判 定
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。				63
11. 味	異常な味が認められないこと。				64
12. 色	異常な色が認められないこと。				65
13. 色度	五度以下であること。				66
14. 濁度	二度以下であること。				67
15. 残留塩素	検出されること。				68
色度測定値	度	濁度測定値	度	残留塩素測定値	mg/l

末端給水栓における残留塩素が検出されない場合

高置水槽	mg/l	受 水 槽	mg/l	直結給水栓	mg/l
------	------	-------	------	-------	------

3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判 定 基 準						判 定	
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。						69	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。						70	
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。						71	
	その他の帳簿書類が整理保存されていること。						72	
記 録 の 名 称		記録有無	実 施 日		実施者（委託会社名等）			
掃除の記録								
水質検査の記録								
記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度
給水設備点検			飲料水外観検査			残留塩素測定		

4. その他の検査

検査事項	判 定 基 準 等				判 定
17. その他					73
					74
					75

5. 総合判定

6. 助言・特記事項

検 査 員 氏 名

(様式第7号)

(登録検査機関名) _____

簡易専用水道法定検査結果状況(年 月 分)

			松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	松江市	出雲市	平田市	大田市	浜田市	江津市	益田市	合計	10t以下
全体施設数																		
検査数																		
検査不適施設数																		
不適 項目	受 水 槽	1 受水槽の周囲の状態																
		2 受水槽本体の状態																
		3 受水槽上部の状態																
		4 受水槽内部の状態																
		5 マンホールの状態																
		6 オーバーフロー管の状態																
		7 通気管の状態																
		8 水抜管の状態																
	高 置 水 槽	1 高置水槽の周囲の状態																
		2 高置水槽本体の状態																
		3 高置水槽上部の状態																
		4 高置水槽内部の状態																
		5 マンホールの状態																
		6 オーバーフロー管の状態																
		7 通気管の状態																
		8 水抜管等の状態																
	水 質 検 査	9 給水管等の状態																
10 臭気																		
11 味																		
12 色																		
13 色度																		
14 濁度																		
15 残留塩素																		
16 書類の整理保存																		
17 その他付帯設備																		
計																		

(添付資料)
市町村別に、検査を実施した簡易専用水道の施設名一覧(様式は自由とするが、ビル管理法適用施設がある場合は区分する。)
(提出に当たっての留意事項)
1. 所轄保健所長へ提出に当たっては、該当する欄のみ記載する。
2. 全体施設数については、年度当初に把握した施設数を記載する。
3. 簡易専用水道以外の貯水槽水道(10t以下)は、検査を実施されたものについて所轄保健所別に記載する。

(様式第 8 号)

簡易専用水道不適合施設報告書

年 月 日

出雲市水道事業

出雲市上下水道事業管理者

様

国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

氏名（法人にあっては名称・代表者の氏名）

㊞

簡易専用水道取扱要領第 9 の規定により、施設設置者の同意があったので下記のとおり通報します。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	
設置者氏名	
衛生上の問題点	

(様式第 9 号)

(正)

簡易専用水道管理指導票

簡易専用水道設置者

様

立会検査員 出雲市上下水道局



下記のとおり管理に不備がありますので、期日までに必ず改善してください。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
指導事項	
改善の期日	年 月 日

(様式第 9 号)

(副)

簡易専用水道管理指導票

簡易専用水道設置者

様

立会検査員 出雲市上下水道局

下記のとおり管理に不備がありますので、期日までに必ず改善してください。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
指導事項	
改善の期日	年 月 日

上記事実を確認します。

簡易専用水道の設置者



(様式第 10 号)

第 号
年 月 日

簡易専用水道の設置者

様

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 36 条第 3 項の規定により下記簡易専用水道を改善することを指示する。

記

1 改善を指示する簡易専用水道

(1) 名 称

(2) 所在地

2 改善を指示する事項及び内容

3 改善を指示する理由

（具体的に記入すること）

4 改善の期限

年 月 日

5 改善の報告

改善を完了したときは、完了した日から 日以内に関係書類を添えて報告すること。

6 注意事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、出雲市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができる。

(様式第 11 号)

第 号

簡易専用水道の設置者の住所・氏名

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 37 条の規定により当該簡易専用水道の給水を停止することを命ずる。

年 月 日

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者

1 給水の停止を命ずる簡易専用水道

(1) 名 称

(2) 所在地

2 給水の停止を命ずる範囲

3 給水の停止を命ずる理由

(具体的に記入すること)

4 給水の停止を命ずる期間

年 月 日から、年 月 日付け 第 号の改善
指示に係る事項が改善されたことを管理者が確認するまでの期間

5 注意事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、出雲市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができる。

小規模貯水槽水道の管理の充実について

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)

R01/10～

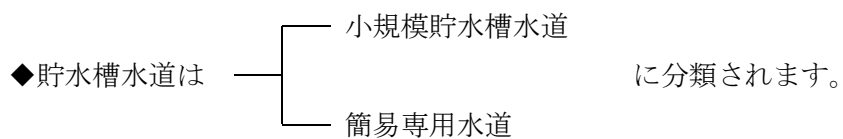
小規模貯水槽水道の管理の充実について

貯水槽水道については、管理の不徹底による衛生上の問題や水質面での不安を感じる利用者が多いことから、貯水槽水道の管理に関して水道事業者（水道局）及び貯水槽水道の設置者双方の責任が条例において定められており、貯水槽水道のうち、簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）についても、徹底した管理を行うことが求められています。

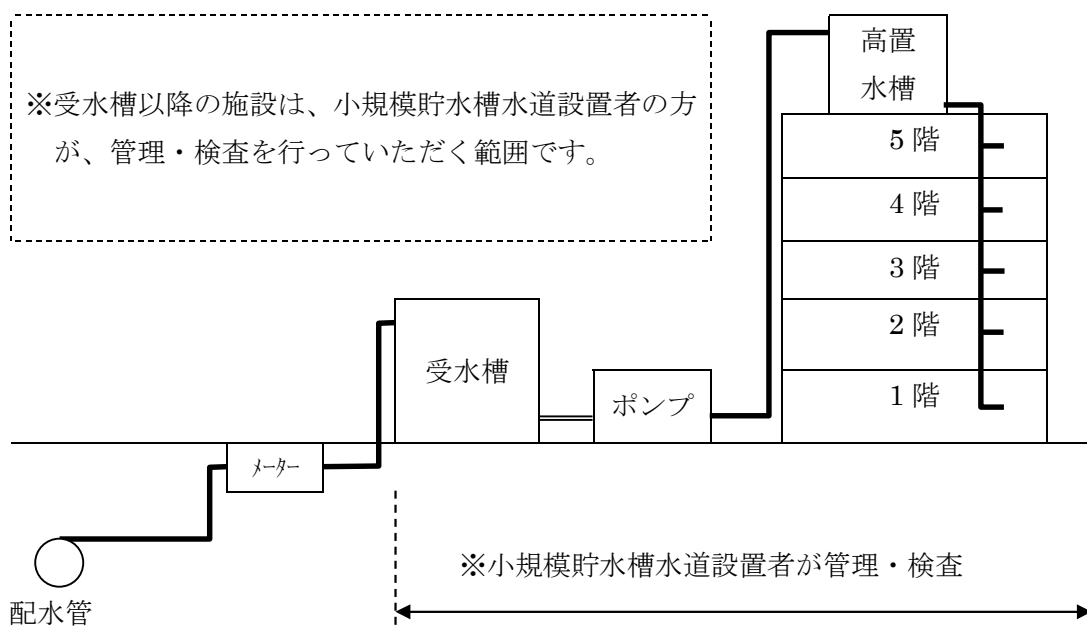
【小規模貯水槽水道とは】

ビル等（マンション・デパート・病院・学校など）の高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで高置水槽にくみ上げてから、各事業所・家庭などに給水する施設（設備）で、受水槽の有効容量が10 m³以下のものをいいます。

※受水槽の有効容量の算定には、高置水槽の容量は含みません。



【小規模貯水槽水道の参考図】



【小規模貯水槽水道の適正管理について】

日頃の管理を怠ると、水質の悪化につながりますので、正しい管理を行いましょう。

水槽の清掃	受水槽及び高置水槽の清掃を毎年1回以上行ってください。
施設の点検	水槽の状態（ヒビ割れ、異物の混入など）及び設備の点検を行い、不備な点があれば、速やかに改善してください。
水質の管理	日頃から水の色、濁り、臭い、味などの確認を行い、異常があったときは水質検査を行ってください。
給水の停止	供給する水が人の健康を害するおそれがあると認められたときは、ただちに給水を停止し、利用者や水道局に知らせてください。

【小規模貯水槽水道の検査（報告）について】

設置者の方が、施設の外觀検査及び水質検査を毎年1回以上、定期的に行い、検査の結果を水道局に報告してください。

※水槽の清掃等の管理を業者（指定給水装置工事事業者・ビル管理貯水槽清掃業者）が行っている場合は、その業者が設置者に代わって検査及び検査報告を行ってもかまいません。

検査の実施	毎年1回以上行ってください。
検査の項目	別紙（１）『小規模貯水槽水道の管理状況』を参照し、検査をしてください。
検査の報告	別紙（２）『小規模貯水槽水道検査報告書』を水道局に提出してください。

【問い合わせ先】

出雲市上下水道局 水道施設課 給水係（２１－３５１２）

小規模貯水槽水道（受水槽有効容量：10 m³以下）の管理状況

	NO.	検 査 事 項	判 定 基 準 等	管理状況
施 設 の 外 観 検 査 【 受 水 槽 】	1	受水槽本体の状態	・ 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 ・ 亀裂、漏水箇所がないこと。 ・ 雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。 ・ 水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。	
	2	受水槽上部の状態	・ 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりやその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 ・ 水槽のふたの直接上部には、他の設備機器が置かれていないこと。 ・ 水槽の上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備機器等が置かれていないこと。	
	3	受水槽内部の状態	・ 汚泥、赤錆等の沈積物、水槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 ・ 外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。 ・ 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 ・ 受水口と揚水口が近接していないこと。 ・ 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	4	マンホールの状態	・ ふたが防水密閉型のものであって、ほこりやその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。 ・ マンホール面は、水槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	5	オーバーフロー管の状態	・ 管端部からほこりやその衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・ 管端部の防虫網が確認でき正常であること。また網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・ 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。	
	6	通気管の状態	・ 管端部からほこりやその衛生上有害なものが入らない状態にあること。 ・ 管端部の防虫網が確認でき正常であること。また網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 ・ 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	7	水抜管の状態	・ 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。	

	NO.	検 査 事 項	判 定 基 準 等	管理状況
【高置水槽】	8	高置水槽本体の状態	・ 1 と同じ（高置水槽がある場合）	
	9	高置水槽上部の状態	・ 2 と同じ（高置水槽がある場合）	
	10	高置水槽内部の状態	・ 3 と同じ（高置水槽がある場合）	
	11	マンホールの状態	・ 4 と同じ（高置水槽がある場合）	
	12	オーバーフロー管の状態	・ 5 と同じ（高置水槽がある場合）	
	13	通気管の状態	・ 6 と同じ（高置水槽がある場合）	
	14	水抜管の状態	・ 7 と同じ（高置水槽がある場合）	
【その他】	15	水槽の周囲の状態	・ 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 ・ 清潔であり、ごみ、汚物等がおかれていないこと。 ・ 水槽周辺に溜まり水、湧水等がないこと。	
	16	給水管等の状態	・ 当該施設以外の配管等と直接連結されていないこと。 ・ 水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していないこと。	
水質検査	17	臭気	・ 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	18	味	・ 給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	19	色	・ 給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	20	濁り	・ 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	21	残留塩素	・ 給水栓における水で検出されること。	
書類検査	22	書類の整備保存の状況	・ 水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図、水槽の清掃の記録、その他帳簿書類の整理保存がなされていること。	
管理の基準	23	水槽の清掃	・ 受水槽、高置水槽の清掃を毎年 1 回以上定期的に行い、いつも清潔な状態を保つこと。	
	24	施設の点検と改善	・ 施設（設備）の点検を定期的に行い、不備な点があれば速やかに改善すること。	
	25	水質の管理	・ 色、味等に注意し、異常があれば検査を行うこと。	
	26	給水停止での周知計画	・ 供給する水が人の健康を害する恐れがあると判った時は、給水を停止し、利用者や水道局に知らせること。	

小規模貯水槽水道（受水槽有効容量：10 m³以下）検査報告書

施 設 名 称					設 置 者 氏 名				
施 設 所 在 地					設 置 者 住 所				
管 理 委 託 業 者					検 査 年 月 日		年 月 日		
区 分	検 査 事 項	判 定			区 分	検 査 事 項	判 定		
		良 好	可	不 可			良 好	可	不 可
施設 の外 観 検 査 【 受 水 槽 】	1. 受水槽本体の状態				【 他 】	15. 水槽の周囲の状態			
	2. 受水槽上部の状態					16. 給水管等の状態			
	3. 受水槽内部の状態				水 質 検 査	17. 臭気			
	4. マンホールの状態					18. 味			
	5. オーバーフロー管の状態					19. 色			
	6. 通気管の状態					20. 濁り			
	7. 水抜管の状態					21. 残留塩素			
【 高 置 水 槽 】	8. 高置水槽本体の状態				測定場所（ ） 0. mg/ℓ				
	9. 高置水槽上部の状態				書	22. 書類の整備保存の状況			
	10. 高置水槽内部の状態				管 理 基 準	23. 水槽の清掃			
	11. マンホールの状態					清掃実施日： 年 月 日			
	12. オーバーフロー管の状態					24. 施設の点検と改善			
	13. 通気管の状態					25. 水質の管理			
	14. 水抜管の状態				26. 給水停止での周知の計画				
備 考									
出雲市水道事業給水条例第 43 条第 2 項に基づく検査結果は上記のとおりです。 年 月 日 検査員： 出雲市水道事業 出雲市上下水道事業管理者 様 （業者名： ）									

※緊急連絡先（本管破損によるにぎり、災害時に迅速に対応するためですので、必ず記入をお願いします。）

昼 間	住所・氏名	TEL
夜 間	住所・氏名	TEL

受水槽以下設備の指導基準

出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)
R7.4.1

受水槽以下設備の指導基準

1. 総則

受水槽以下の設備は、配水管からの水道水をいったん受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、又は圧力タンクに蓄え、その内部圧力により圧送し、配管設備によって円滑に飲料水を供給する設備であり、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではない。受水槽以下の給水設備についてその設置、構造等に関しては建築基準法に基づき必要な要件が定められている。(建築基準法施行令第129条の2の4)

受水槽の維持管理については、特定建築物における衛生環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）に該当する建物は、定期的な水質検査の実施など必要な事項が定められており、また水道法の「専用水道」又は「簡易専用水道」に該当する場合は、同法でその管理について必要な事項が定められている。

このように、一定の受水槽以下の設備については、法規制により安全な水の適正供給が図られている。しかし、受水槽、高置水槽、圧力タンク及び配管設備の構造、材質によって飲料水が汚染される可能性がある。

このため受水槽以下設備の設計、施工及び維持管理に当たっては、構造、材質上の安全を期すとともに有害なものが侵入、浸透して飲料水を汚染しないよう十分配慮しなければならない。

2. 受水槽の構造及び材質

受水槽の構造及び材質は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 保守点検が容易にできるものであること。
- (2) 十分な強度を有し、耐水性に富むものであること。
- (3) 受水槽内の水が汚染されないものであること。

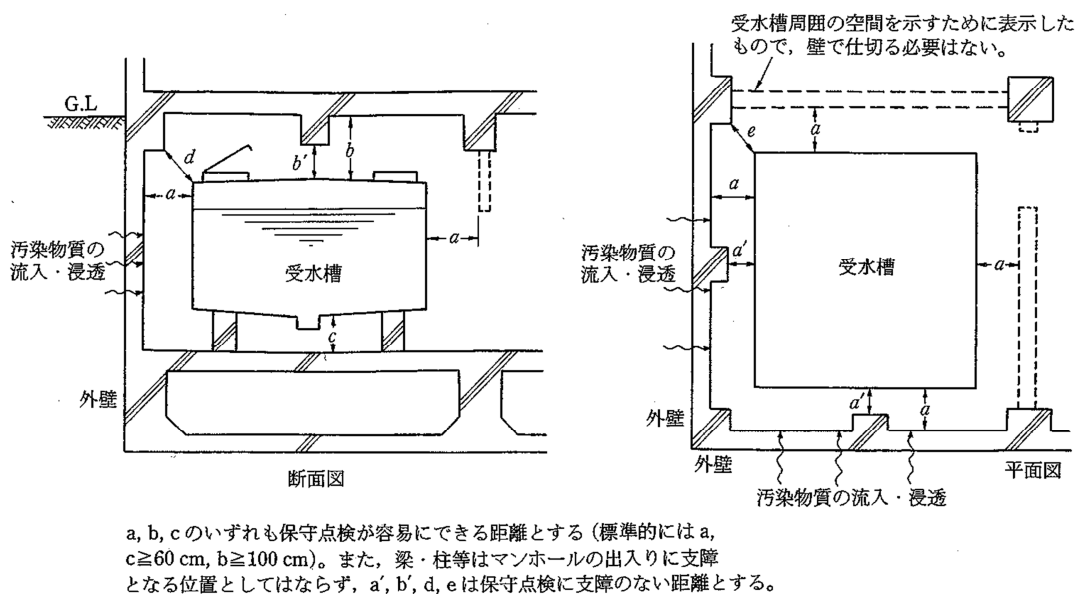
「解説」

(1) について

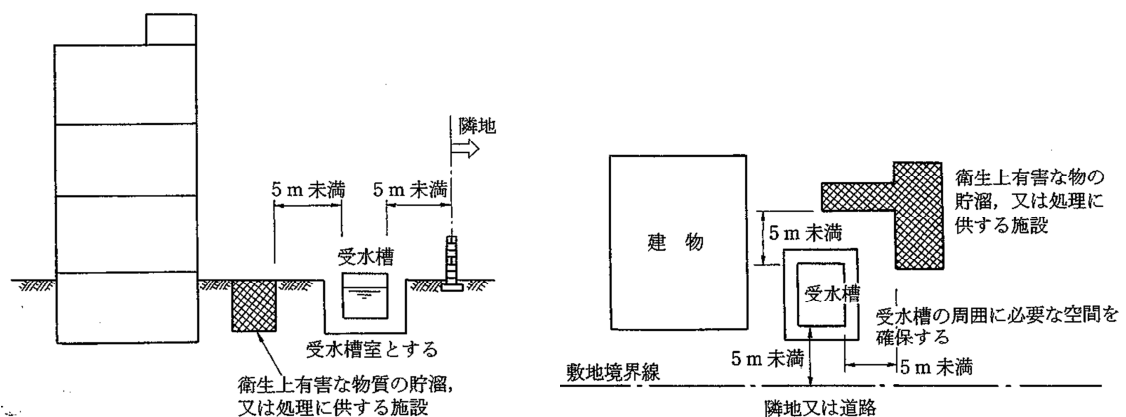
- ① 受水槽の天井、底又は周壁の保守点検は外部から容易、かつ安全にできるよう、水槽の形状が直方体である場合、6面全ての表面と建築物の他の部分との間に、上部を100cm以上、その他は60cm以上の空間を確保する必要がある。(図－1)

また、受水槽を地中に設置する場合、受水槽から衛生上有害なものの貯留、又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満の場合は、受水槽の周囲に必要な空間を確保すること。(図－2)

受水槽の上部に機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ずポンプ、ボイラー、空気調和機器等の機器を設置する場合は、受け皿を設けるなどの措置が必要である。(図－3)

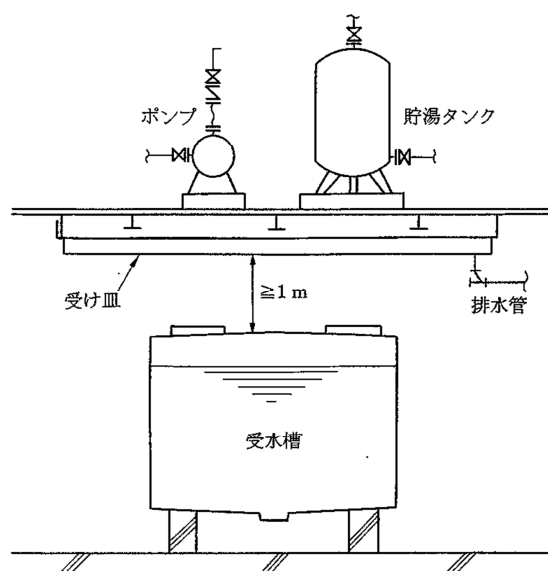


図－1 受水槽などの設置位置の例



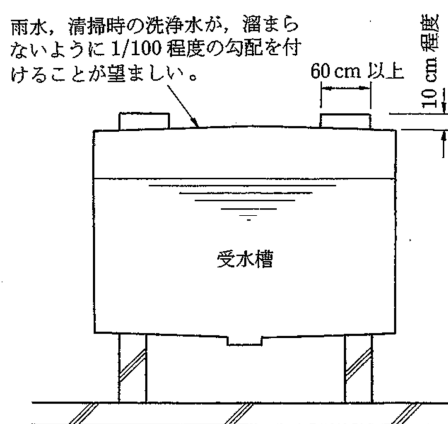
外部から受水槽等の天井、底、又は周壁の保守点検が容易にできるように設ける。したがって、受水槽室を設け、その中に受水槽等を設置する必要がある。

図－2 衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設と受水槽の関係



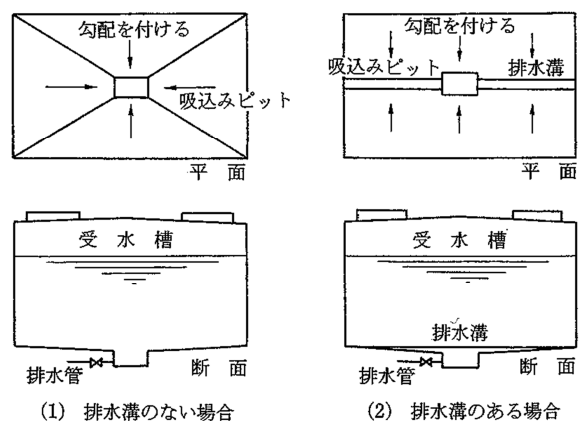
図－3 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例

- ② 受水槽には出入りが容易なマンホール（直径 60cm 以上）が設けられるが、その取付けにあたっては、周囲より 10cm 以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易にできるよう、マンホールには足掛金物を取り付ける。その他、外部から有害なものが入らないよう密閉式、二重蓋等の構造とし、蓋は施錠できるものとする。（図－4）



図－4 マンホールの取付け

また、受水槽に排水管（吐け口を間接排水とする。）を設けるほか、排水溝及び吸込みピットなどに向けて 100 分の 1 以上の勾配を付ける。（図－5）



図－5 排水管取付けの一例

(2) について

受水槽は、水質に影響を与えない材料を用いるとともに水密性を確保する。

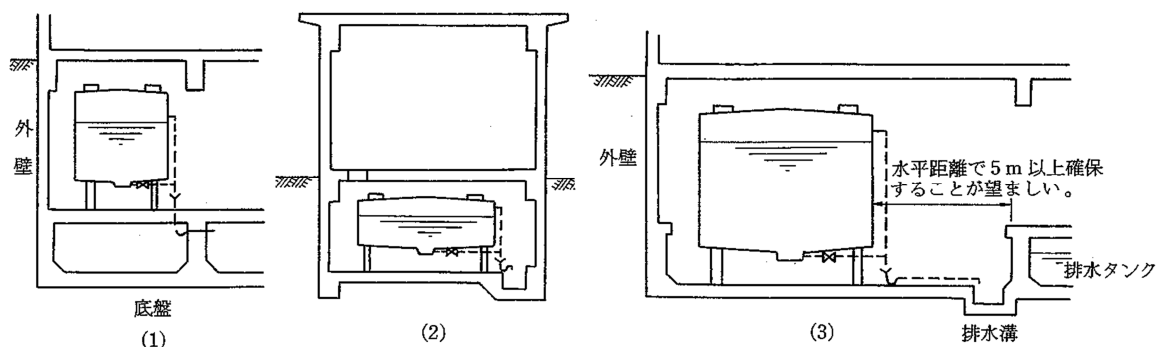
受水槽の材料は、主として FRP（ガラス繊維強化ポリエステル）鋼板、ステンレス等が用いられる。

FRP 製の場合は、「FRP 製水槽藻類増殖防止のための製品基準」を社団法人強化プラスチック協会が定めており、検査に合格した水槽には「水槽照度率：基準適合」を表示している。

(3) について

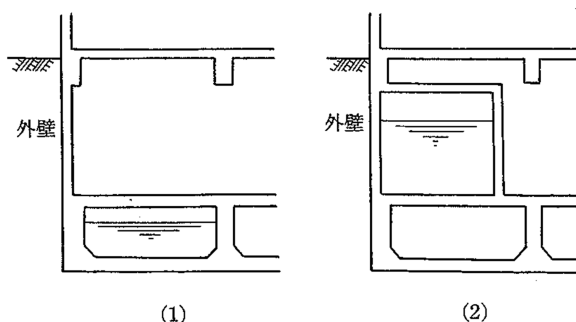
① 受水槽の天井、底又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用してはならない。

(図－6、7)



(1)、(2)及び(3)いずれの場合もオーバーフロー管、水抜き管、通気装置等を設けなければならない。

図－6 規定に適合した受水槽などの構造例



図－7 規定に適合しない受水槽などの構造例

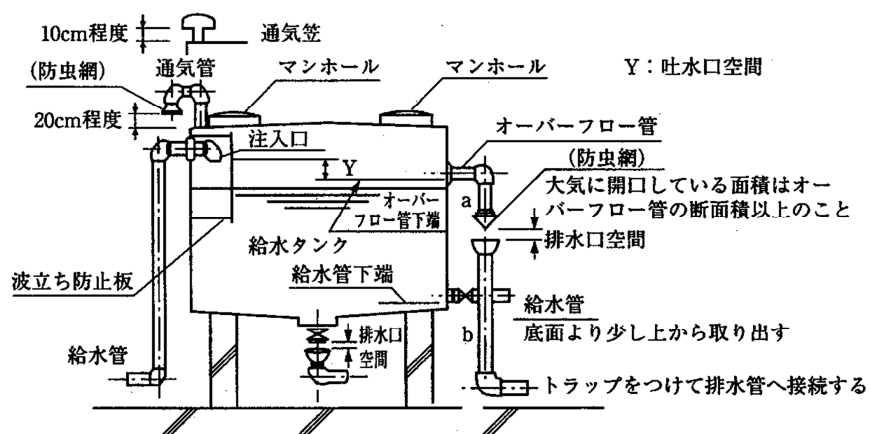
- ③ 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための有効な装置を設ける。通気装置に金網などを取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能を低下させないように注意する。(図－８)

有効容量が 2 m^3 未満の受水槽では、オーバーフロー管で通気が行われるため、通気装量は不要である。

- ④ 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。

なお、受水槽は点検、清掃、補修時に断水しないよう 1 槽を 2 分割できる構造とすることが望ましい。

- ⑤ 受水槽の有効容量に比べ、使用水量が少ない受水槽以下設備の場合又は大規模な受水槽以下設備の場合は、残留塩素量が法令に定める値以下になるおそれがあるので、塩素注入設備を設ける。



図－８ 受水槽に設置するオーバーフロー管及び通気のための装置例

3. 付属設備

(1) ボールタップ

ボールタップの取付位置は、マンホールの近くで点検修理に便利な場所を選定すること。ボールタップは、常圧で完全に機能が働き、開閉が長期にわたって正確で、かつ水撃作用を起こさない構造のもでなければならない。

(2) オーバーフロー管

オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、その排水口は間接排水とするため開口しておく。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網などを取り付ける。

(3) 警報装置

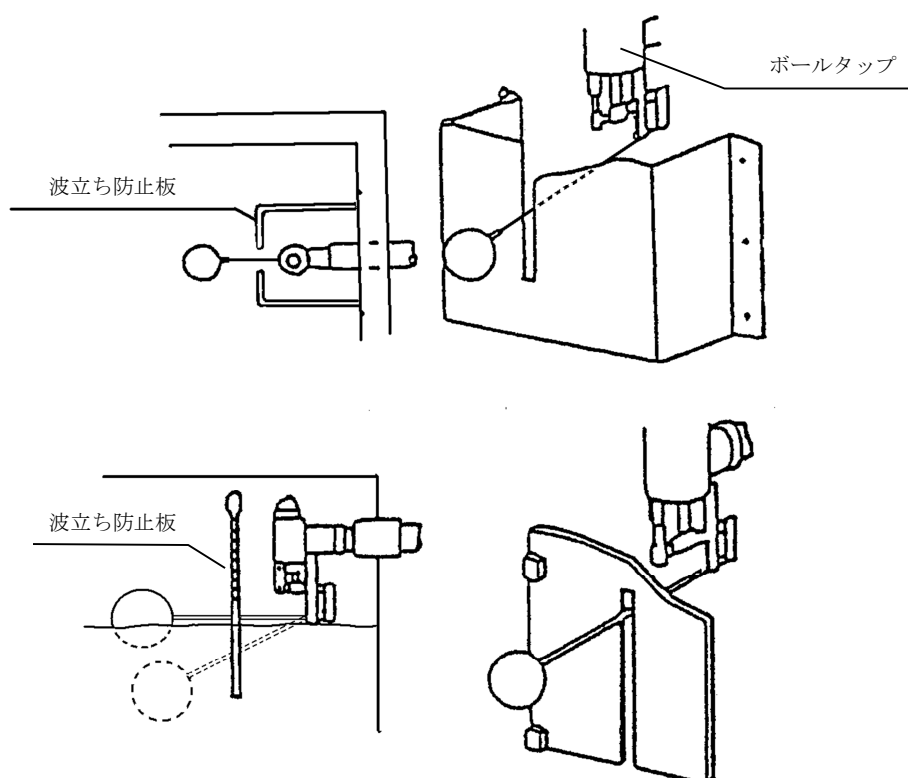
受水槽の満水、減水、越流などの異常現象を把握するため警報装置を設置し、管理室などに表示ランプと警報ベルを設置すること。なお、警報ベルを切っても故障箇所の表示ランプを残す保持回路を有すること。

(4) 水抜き管

受水槽の最低部に水抜き管を取り付けること。また、水抜き管の管端は一般排水管に接続せず、間接排水とすること。

(5) 波立ち防止

満水面の波立ち防止は、図－9 による。



図－9 波立ち防止

(6) 逆流防止

受水槽の流入管は落とし込みとし、逆流防止のため吐水口空間を確保する。吐水口と越流面並びに吐水口中心から壁までの距離はハンドブック P76 規定の吐水口空間 による。

波立ち防止のため給水管の吐水口が最高水位より下となる場合は、必ず給水管の吐水口と同じ面積の真空破壊孔を設けなければならない。(図-10) 真空破壊孔と越流面及び壁との距離は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令による。

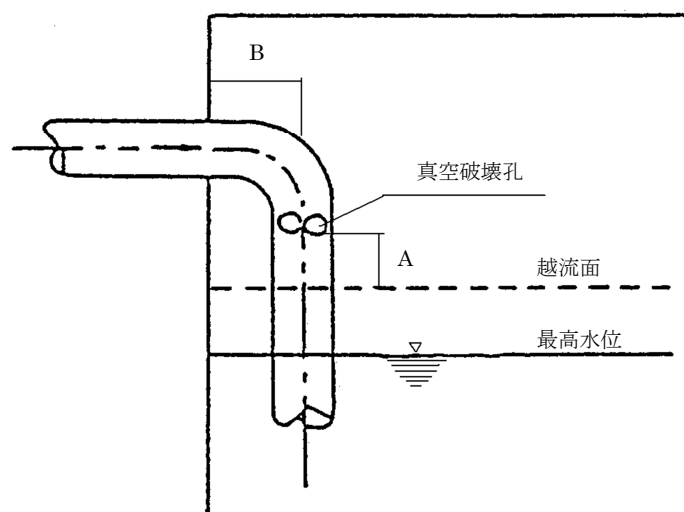


図-10 真空破壊孔

(7) 水抜き用水栓

断水等による濁り水放水用、災害時非常用などとして受水槽上流側に直結直圧方式の給水栓を設置すること。

ポリエチレン管施工について

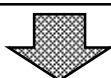
出雲市上下水道局
(水道施設課 給水係)
R7.4.1

給水管 1 次側の水圧試験における合否判定基準

【公道部 1 次側】

水道配水用ポリエチレン管
水道用高性能ポリエチレン管
水道用ポリエチレン管 1 種二層管

管路に水圧を 1.75MPa まで加圧する



管が膨張することにより圧力が低下するめ、繰り返し加圧を行い
1.75MPa まで再加圧を行い、1 分以上チャート計測を開始する
(必ず漏れがないことを目視で確認すること)



1 分間圧力が安定する

安定する



合格

安定しない



不合格

注. 管内の空気は加圧する前に排除しておくこと。

注. 融着完了後 30 分以上経過した後に水圧試験を実施すること。

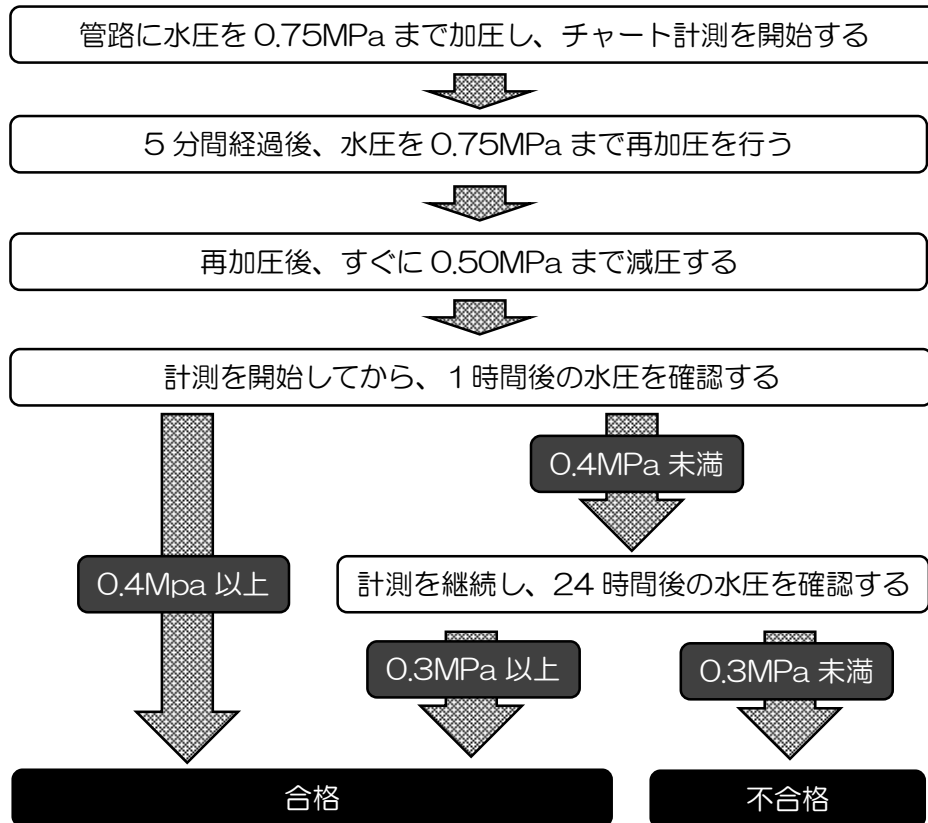
注. 試験範囲にバルブが設置されている場合は、開放状態で加圧すること。

注. EF プラグ付サドルを使用し分岐した場合は、逆防バルブ側から逆流防止器具を取外し
水圧試験を実施すること。

注. 不断水 T 字管の付属バルブ、制水弁、青銅仕切弁、逆流防止付ボール式伸縮止水栓を閉
じたままで水圧試験を実施しないこと。

【公道部縦断配管、位置指定道路縦断配管】

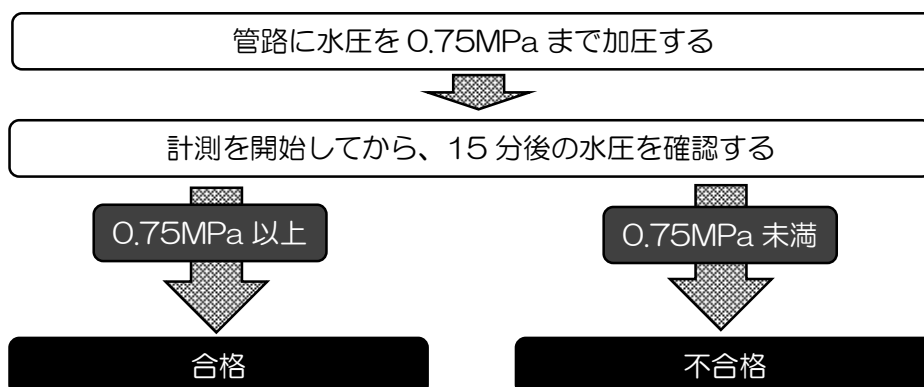
水道配水用ポリエチレン管
水道用高性能ポリエチレン管
水道用ポリエチレン管 1 種二層管



注. 管内の空気は加圧する前に排除しておくこと。

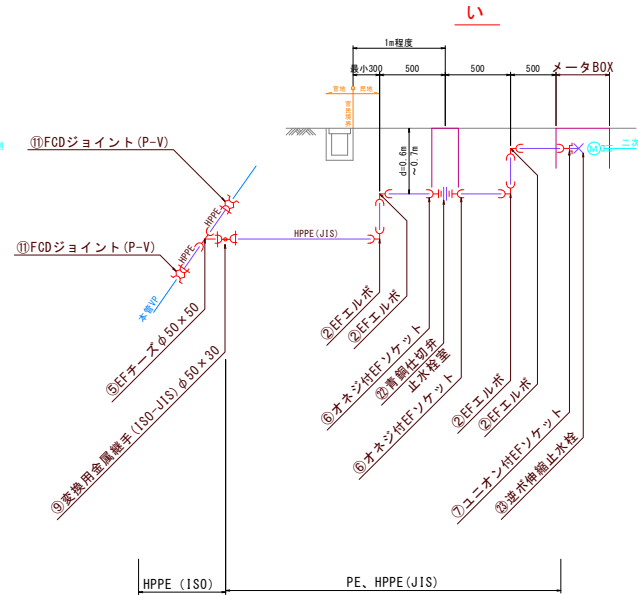
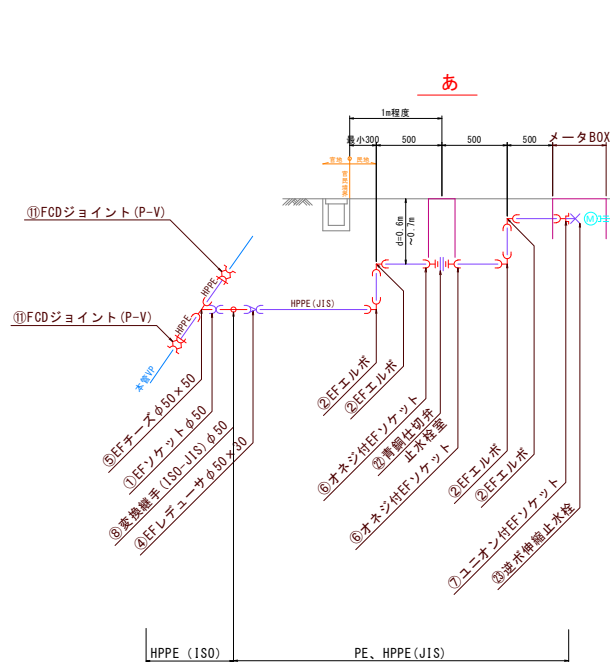
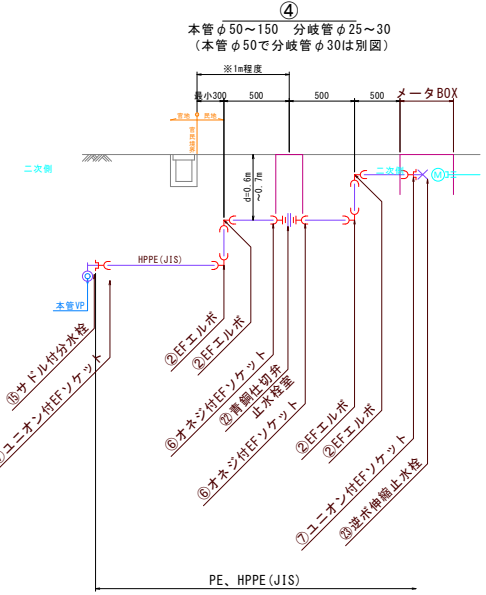
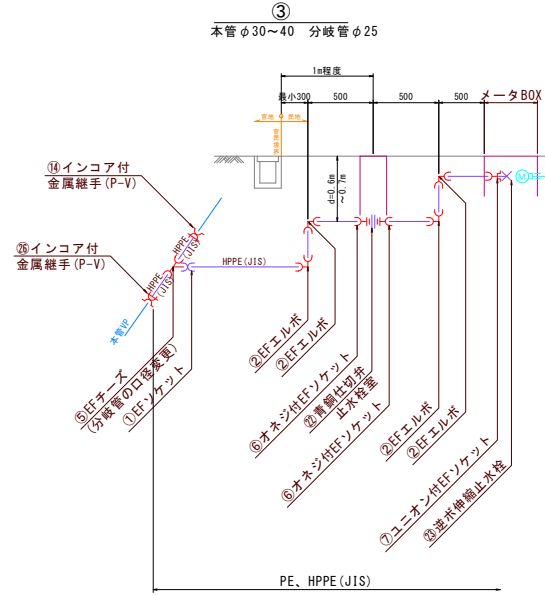
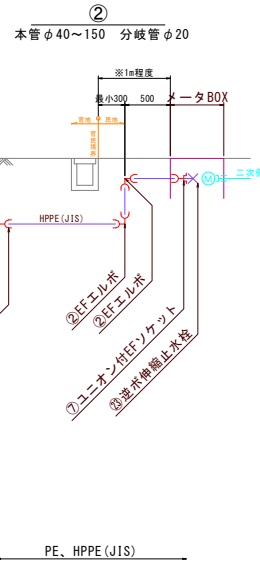
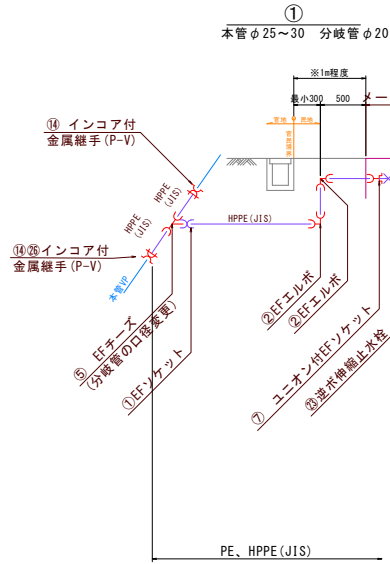
注. 融着完了後 30 分以上経過した後に水圧試験を実施すること。

【不断水T字管穿孔前】

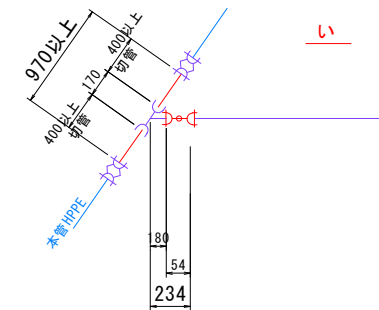
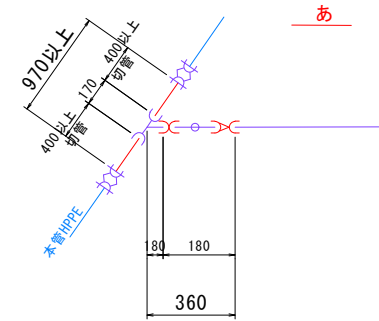


注. 管内の空気は加圧する前に排除しておくこと。

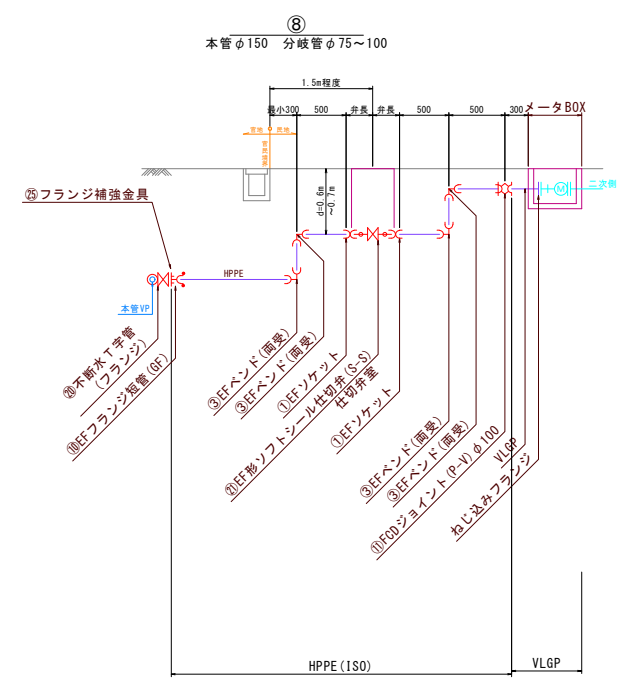
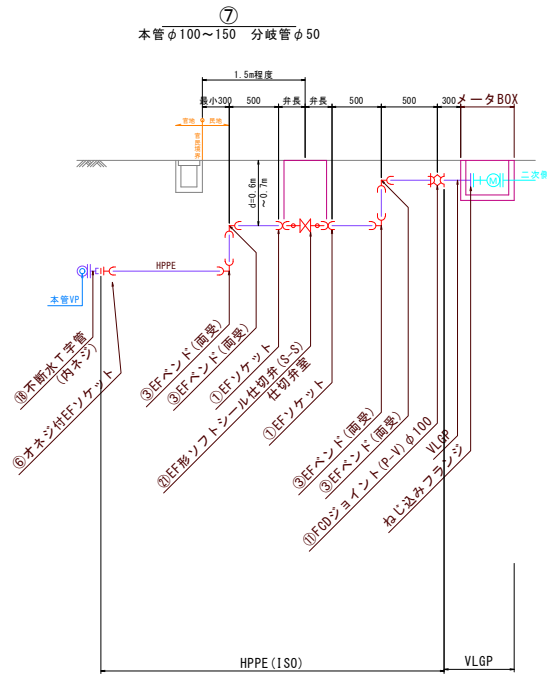
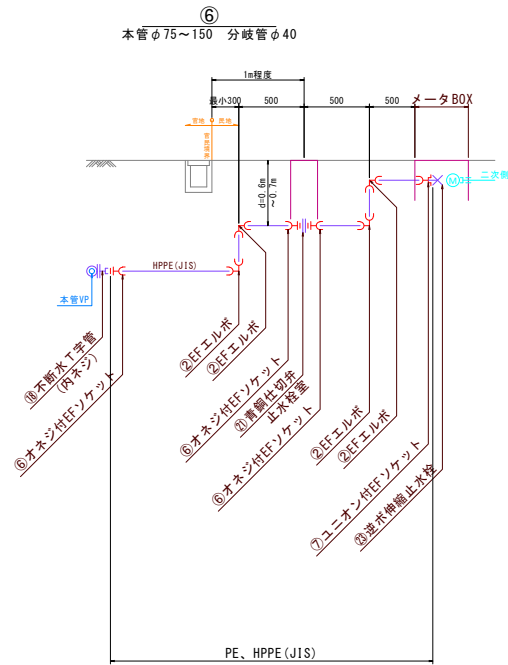
本管：VP(1/2)



【チーズ分岐施工例】

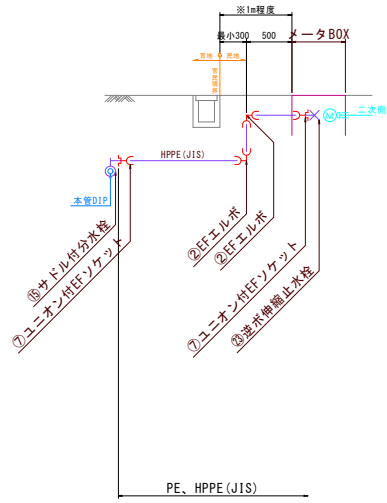


本管：VP (2/2)

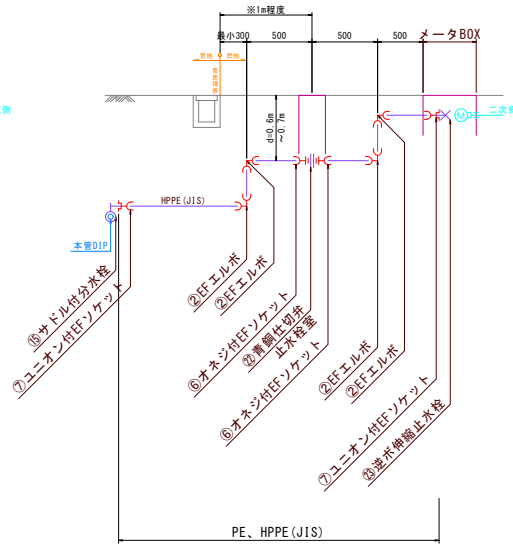


本管：DIP

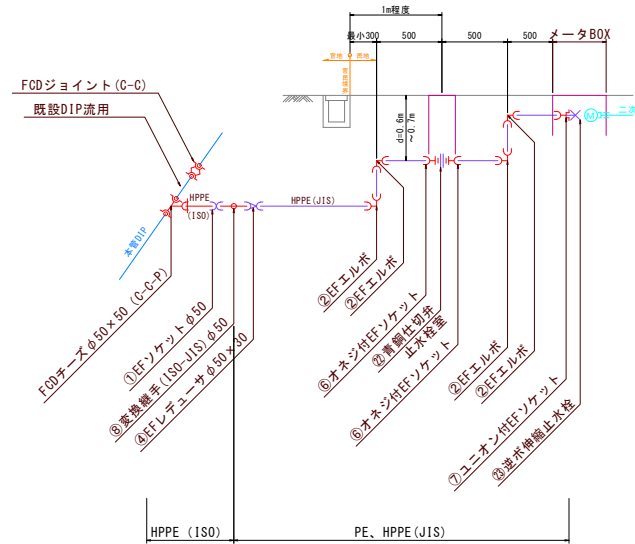
①
本管φ50～300 分岐管φ20



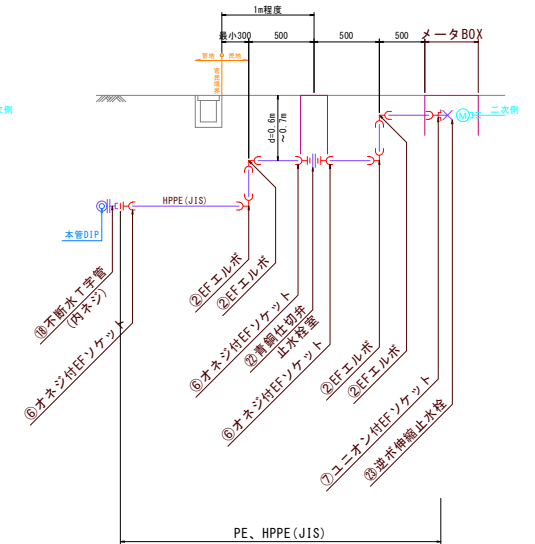
②
本管φ50～300 分岐管φ25～30
(本管φ50で分岐管φ30は別図)



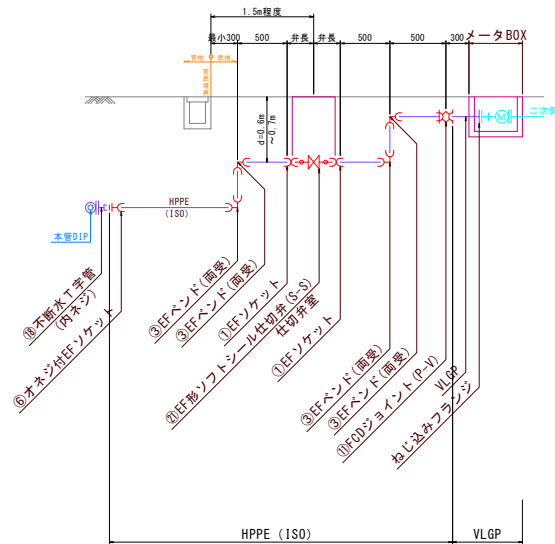
③
本管φ50 分岐管φ30



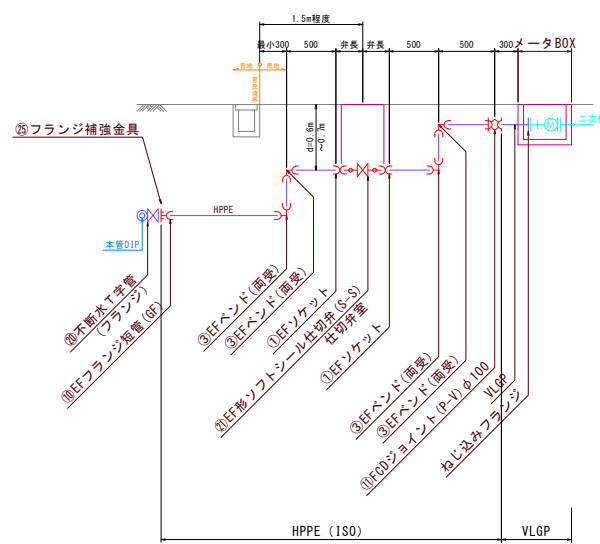
④
本管φ75～300 分岐管φ40



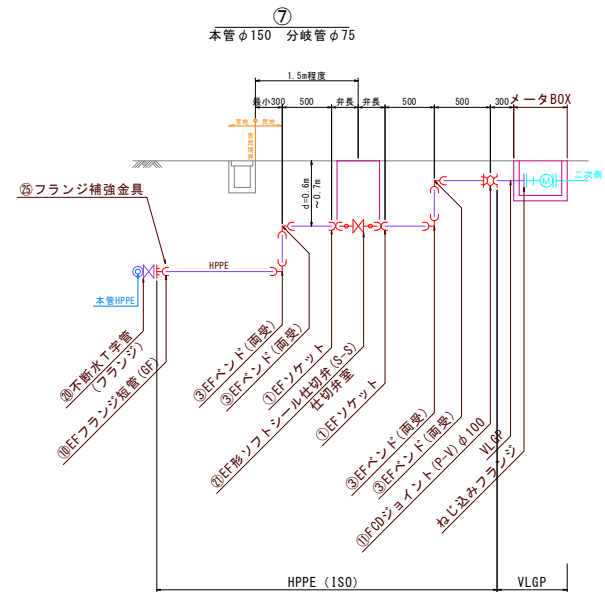
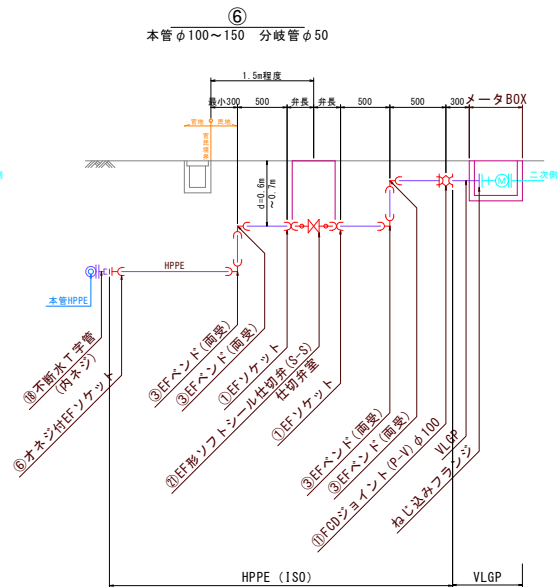
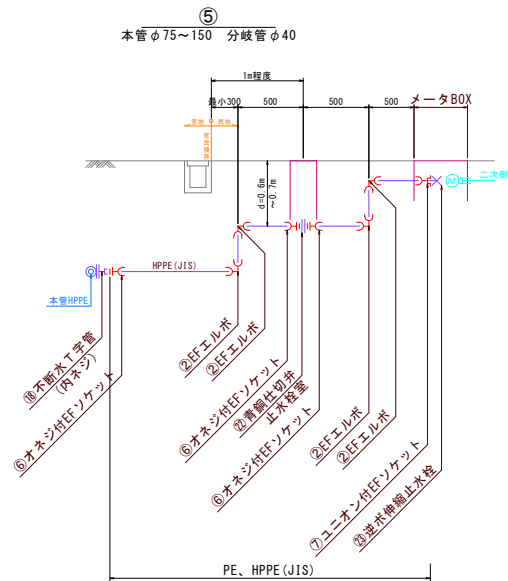
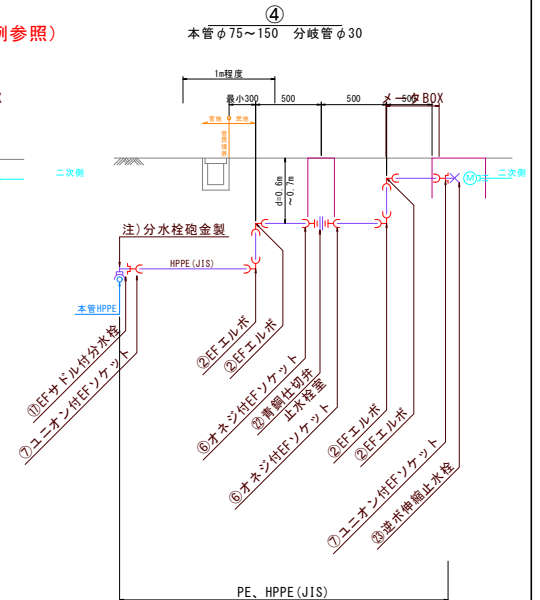
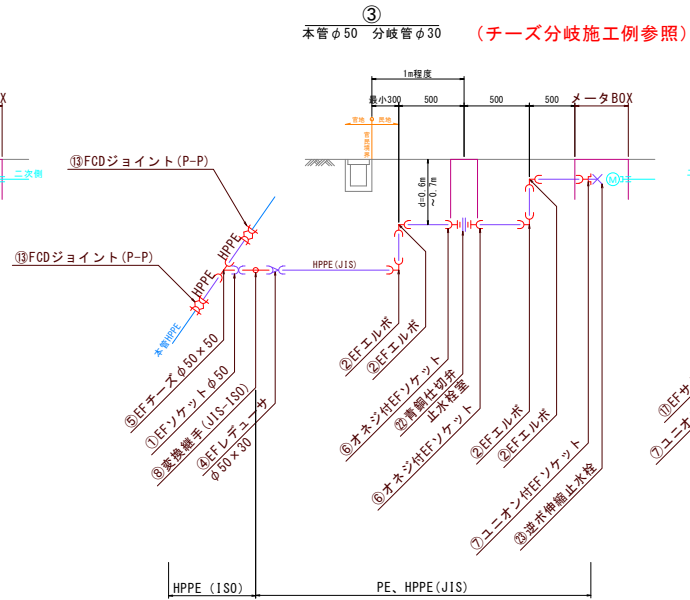
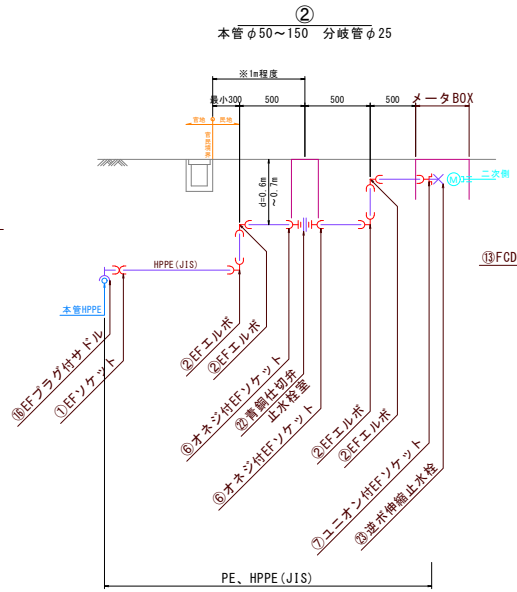
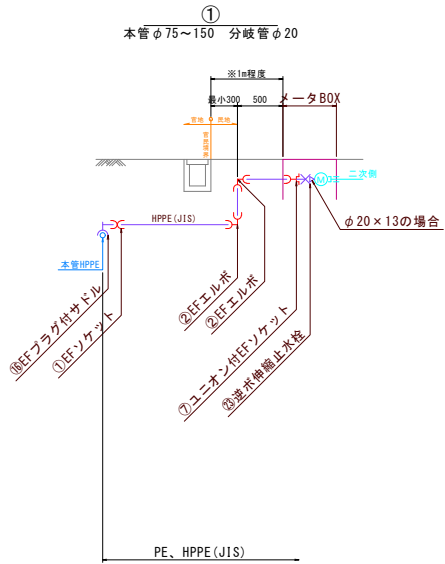
⑤
本管φ100～300 分岐管φ50



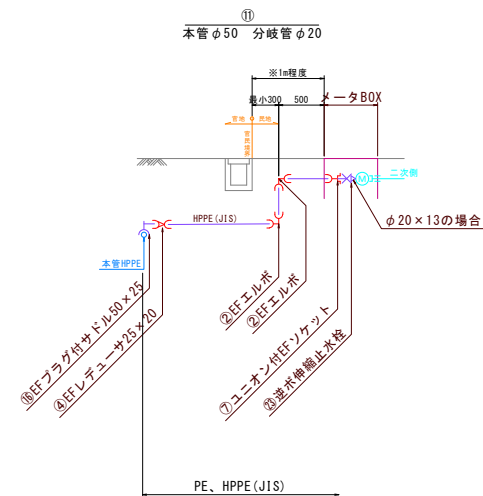
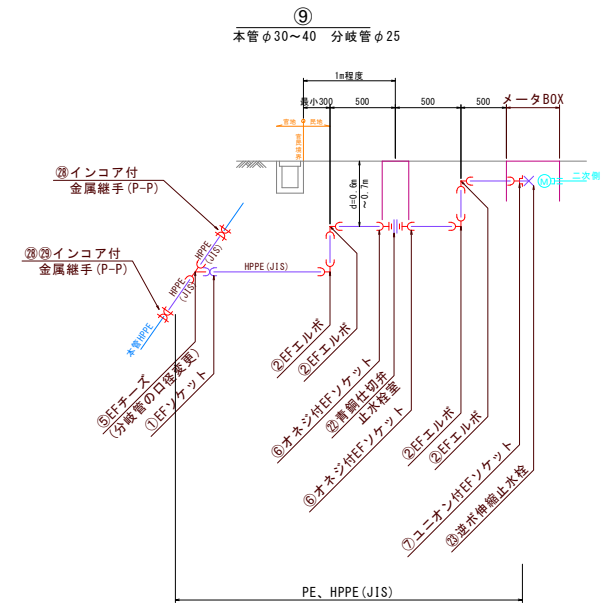
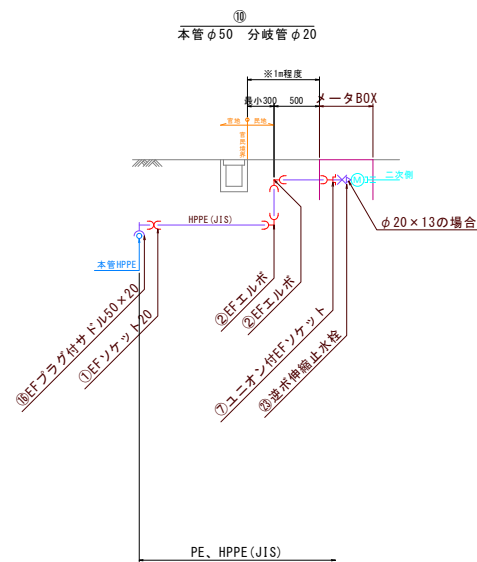
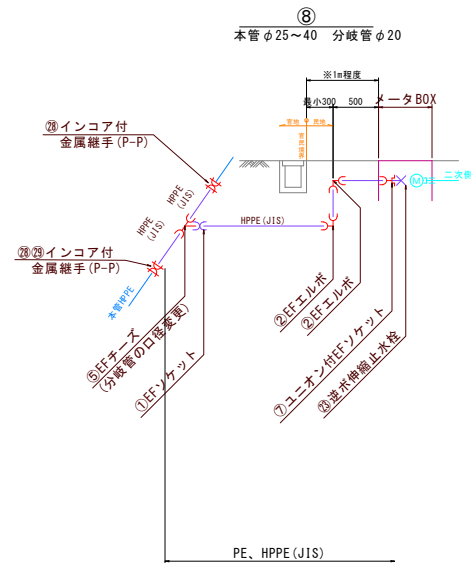
⑥
本管φ150 分岐管φ75



本管：HPPE (1 / 2)

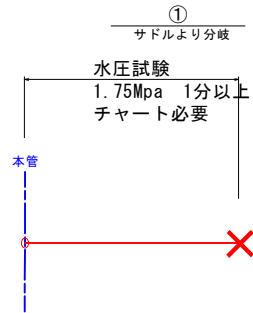


本管：HPPE（2／2）

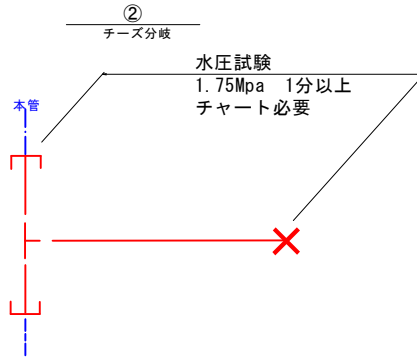


※公道を縦断で布設する口径φ 20mmからφ 40mmは、水道用高性能ポリエチレン管（青）を使用し、口径φ 50mm以上は水道配水用ポリエチレン管（青）を使用すること。

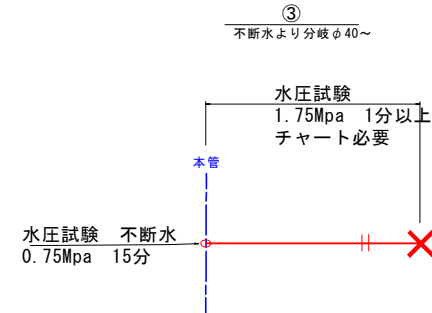
水圧試験参考例



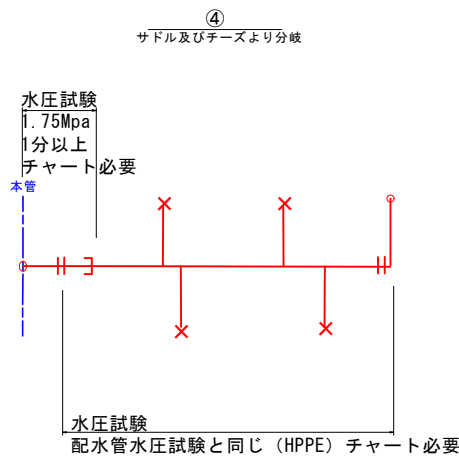
- EFプラグ付サドルからメーター止水栓までの水圧試験（1.75Mpa）は、サドル設置後せん孔前に、メーター止水栓から加圧する。但し、メーター止水栓が逆流防止付ボール式伸縮止水栓の場合は、逆流防止器具を取り外して行う。
- EFプラグ付サドル以外のサドル分水栓からメーターまでの水圧試験（1.75Mpa）は、せん孔前に、メーター止水栓にプラグ等を設置しサドル分水栓から加圧する。但し、第一止水栓及びメーター止水栓を開放して加圧する。



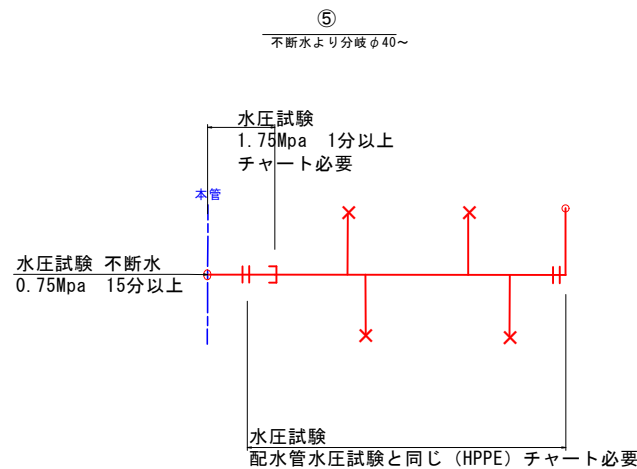
- チーズ分岐からメーター止水栓までの水圧試験（1.75Mpa）は、本管連結箇所をキャップ等で止水し、メーター止水栓から加圧する。但し、メーター止水栓が逆流防止付ボール式伸縮止水栓の場合は、逆流防止器具を取り外して加圧する。
- 本管連結箇所から加圧する場合は、メーター止水栓にプラグ等を設置する。但し、第一止水栓及びメーター止水栓は開放して加圧する。



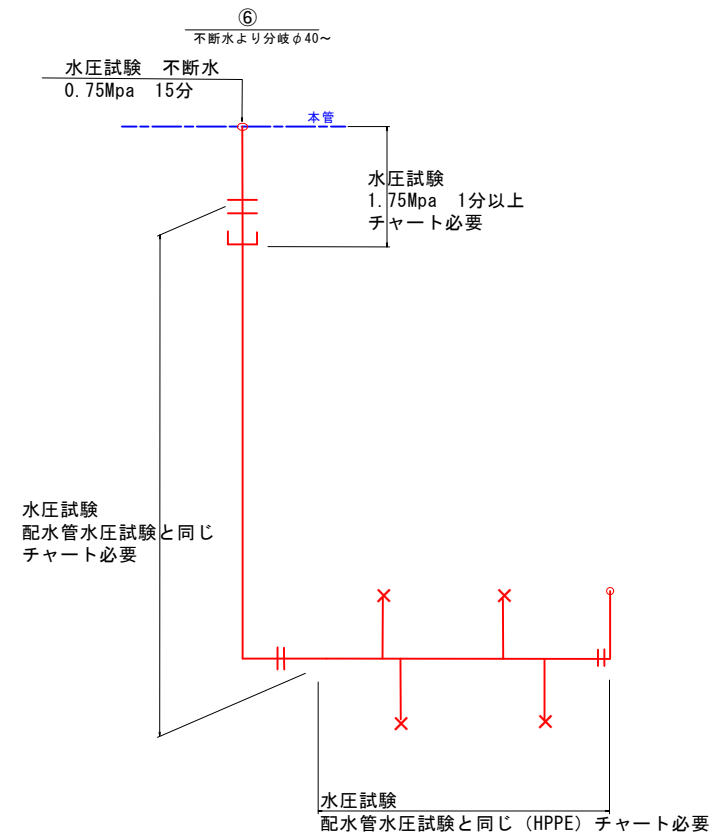
- 不断水T字管を設置後、せん孔前に、水圧試験（0.75Mpa）を行う。T字管のバルブは開放し、せん孔口から加圧する。
- 給水管の水圧試験（1.75Mpa）は、不断水T字管に接続する前に行う。
- 分岐側から加圧する場合は、メーター止水栓にプラグ等を設置する。但し、第一止水栓及びメーター止水栓は開放して加圧する。
- メーター側から加圧する場合は、分岐付近にキャップ等で止水し、メーター止水栓から加圧する。但し、第一止水栓及びメーター止水栓は開放して行う。また、メーター止水栓が逆流防止付ボール式伸縮止水栓の場合は、逆流防止器具を取り外して加圧する。



- EFプラグ付サドルから第一止水栓二次側までの水圧試験（1.75Mpa）は、サドル設置後せん孔前に、止水栓を開放し止水栓の二次側から加圧する。
- EFプラグ付サドル以外のサドル分水栓から第一止水栓二次側までの水圧試験（1.75Mpa）は、サドル設置後せん孔前に、止水栓二次側をキャップ等で止水しサドルから加圧する。又は、止水栓を開放し止水栓の二次側から加圧する。
- 第一止水栓から二次側の水圧試験（0.75Mpa）は、止水栓を閉め切り、排水弁やメーター止水栓から加圧する。



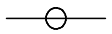
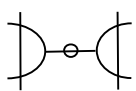
- 不断水T字管を設置後、せん孔前に、水圧試験（0.75Mpa）を行う。T字管のバルブは開放し、せん孔口から加圧する。
- 不断水T字管から第一止水栓二次側までの水圧試験（1.75Mpa）は、止水栓の二次側又はT字管側のどちらからの加圧でもよい。但し、止水栓を開放し、加圧する反対側はキャップ等で止水しておく。
- 第一止水栓から二次側の水圧試験（0.75Mpa）は、止水栓を閉め切り、排水弁やメーター止水栓から加圧する。



水圧試験
配水管水圧試験と同じ
チャート必要

水圧試験
配水管水圧試験と同じ（HPPE）チャート必要

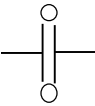
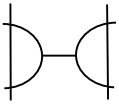
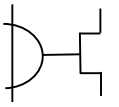
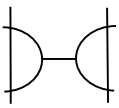
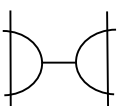
出雲市上水道 給水装置製品 一覧表

No	名 称	記 号	参考写真	備 考
1	EFソケット			φ40以下はJIS外径の製品を使用する。 φ50以上はISO外径を使用する
2	EFエルボ JIS φ40以下 (90°・45°)			φ40以下はJIS外径の製品を使用する。
3	EFベンド(両受) ISO φ50以上(90° ~11° 1/4)			ISO外径
4	EFレデューサ JIS φ50×40~20			φ50以下からの片落ちはJIS外径の製品を使用する。
5	EFチーズ(両受)			φ40以下はJIS外径の製品を使用する。 φ50以上はISO外径を使用する
6	オネジ付EFソケット			φ40以下はJIS外径の製品を使用する。 φ50以上はISO外径を使用する
7	ユニオン付EFソケット			φ40以下はJIS外径の製品を使用する。
8	EF変換継手(ISO-JIS)			両挿し
9	変換用金属継手(ISO-JIS) (50×30)			
10	EFフランジ短管(GF)			分岐口径 φ75mm以上に使用する。
11	FCDジョイント(P-V)	HPPE  → VP・VLGP		分岐口径 φ50mm以上に使用する。
12	FCDジョイント(P-C)	HPPE  → CIP		分岐口径 φ50mm以上に使用する。

出雲市上水道 給水装置製品 一覧表

No	名 称	記 号	参考写真	備 考
13	FCDジョイント(P-P)			分岐口径φ50mm以上に使用する。
14	インコア付金属継手(P-V)	HPPE (JIS)  VP		分岐口径φ40mm以下に使用する。
15	サドル付分水栓 (VP・CIP・HPPE用)			
16	EFプラグ付サドル			分岐口径はJIS外径を使用
17	EFサドル付分水栓			本管口径φ75mm～φ150mmでφ30を 分岐する際に使用する。
18	不断水T字管(うちネジ) (VP・CIP・HPPE用)			分岐口径φ40mm、φ50mm以上に使用する。
19	不断水T字管(ソフト)K型 (CIP用)	○印は特殊押輪 		分岐口径φ75mm以上に使用する。
20	不断水T字管(フランジ) (VP・HPPE用)			分岐口径φ75mm以上に使用する。
21	EF形ソフトシール仕切弁(S-S)			分岐口径φ50mm以上に使用する。 両挿し
22	青銅仕切弁			分岐口径φ40mm以上に使用する。 内ネジ
23	逆流防止付 ボール式伸縮止水栓 (略称)逆ホ伸縮止水栓			
24	メータ			フランジタイプ 

出雲市上水道 給水装置製品 一覧表

No	名 称	記 号	参考写真	備 考
25	フランジ補強金具			
26	インコア付金属継手(P-V)			分岐口径φ40mm以下に使用する。
27	インコア付金属継手(メーター用ソケット)			分岐口径φ40mm以下に使用する。
28	インコア付金属継手(P-P)			分岐口径φ40mm以下に使用する。
29	インコア付金属継手(P-P)			分岐口径φ40mm以下に使用する。
30	水道配水管用ポリエチレン管(HPPE) φ50mm以上(ISO)			
31	水道用高性能ポリエチレン管(HPPE) φ40mm以下(JIS外径)			φ20mmは、製造メーカーで内径が異なっているため、金属継手を使用する場合は製造メーカーを確認し使用する。
32	水道用ポリエチレン1種二層管(PE) φ40mm以下			